

長崎県庁舎整備基本構想

～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～

平成23年2月

長 崎 県

はじめに

県庁舎と警察本部庁舎の建設は、県政百年の大計に立つ大事業であり、新しい県庁舎は、県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎として長期的展望のもとに整備するものです。

現在の県庁舎と警察本部庁舎は、老朽化、分散化、狭隘化等の課題に加え、災害発生時には防災拠点施設としての役割を果たす必要があることから、その耐震性の確保と適切な機能整備が重要な課題となっており、これらの諸課題を解決するため、これまで長年にわたり県議会等において様々な議論が行われてきました。

これまでの経過や県議会における意見書の趣旨を踏まえ、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）を建設するために「**長崎県庁舎整備基本構想 ～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～**」を取りまとめました。

長崎県は、海に囲まれ多くのしまを持つ海洋県であり、多くの地域課題を抱えています。また、地方分権・地域間競争の時代を迎え、新たな魅力を創出し県内各地域の活力を向上させるためには、県民と行政が一体となって創意工夫し、様々な課題に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。

これらを念頭に置き、県民生活の安全・安心な生活を支える防災拠点施設としての整備はもとより、庁舎の整備によって、より円滑かつ効率的で地方分権・地域間競争の時代に合った行政運営が行われ、その成果が“すべては県民のために”還元されることを目指します。そのために、新たな庁舎を単なる事務所機能だけの建物（ガバナンスオフィス）ではなく、広く県民に開かれ、県民が気軽に訪れて利用できる庁舎（いわゆるシティホールのな庁舎）として整備し、「**県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり**」を実現します。

◇ 基本構想策定までの主な経緯

- ➡ 昭和46年12月 「庁舎建設特別委員会」の設置
- ➡ 平成元年3月 「県庁舎建設整備基金条例」の制定
- ➡ 平成9年2月 「県庁舎建設特別委員会（池原 泉委員長）」の委員長報告（長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
- ➡ 平成9年9月 高田知事が「新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適である。」と表明
- ➡ 平成17年12月 長崎市議会及び長崎市長が長崎魚市跡地の公有水面埋立に同意
- ➡ 平成21年2月 「県庁舎整備懇話会」（民間有識者等）の提言（長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であると考える。）
- ➡ 平成21年5月 「県庁舎整備特別委員会（佐藤 了委員長）」の委員長報告「県庁舎整備に関する意見書」の可決、知事へ提出（新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は魚市跡地とする。新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。）
- ➡ 平成21年6月 金子知事が「県庁舎の整備の基本的な考え方」を表明（建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手する。）
- ➡ 平成21年7月 長崎魚市跡地の埋立工事竣工認可
- ➡ 平成22年2月 「県庁舎整備基本構想案」の策定・公表
- ➡ 平成22年4月 「県庁舎整備基本構想案」に対するパブリックコメントの実施
- ➡ 平成23年1月 「県庁舎整備特別委員会（小林克敏委員長）」の委員長報告「新たな県庁舎の建設に関する意見書」の可決、知事へ提出（「県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること。）
- ➡ 平成23年2月 中村知事が「県庁舎整備の今後の方針」を表明（長崎魚市跡地において新たな県庁舎の建設に着手する。）
「県庁舎整備基本構想」の確定・公表

※ 詳細については、「基本構想策定までの経緯」（44頁参照）に記載しています。

目次

はじめに	
I 基本理念と基本方針	1
1 基本理念	1
2 基本方針	2
II 整備計画	5
1 基本的な事項	5
(1) 敷地の概要	5
(2) 土地利用の基本的な考え方	5
(3) 庁舎等の配置	6
(4) 動線計画	7
(5) 庁舎の概要	7
(6) 駐車場計画	8
(7) 事業費と財源	8
2 施設・設備の整備計画	9
(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎	9
① 防災拠点としての基本性能	9
② 防災拠点としての機能	10
③ 災害対策活動を支援する機能	11
④ 防犯・交通安全のための機能	12
(2) 県民サービス向上のための 機能的で新時代環境共生型の庁舎	15
① コンパクトで低コストな庁舎	15
② 柔軟で経済性の高い庁舎	16
③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境	17
④ セキュリティの確保	17
⑤ 新時代環境共生型の庁舎	18
(3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎	20
① 交流と協働の場となる庁舎	20
② 県民の利便性の確保	22
③ ユニバーサルデザイン	23
④ 県民が身近に感じる議会庁舎	24
⑤ 周辺のまちづくりとの連携、 景観やデザイン等への配慮	24

3 庁舎の規模	26
(1) 行政棟	27
(2) 議会棟	28
(3) 警察棟	29
(4) 駐車場	30
4 事業の進め方	32
(1) 事業手法	32
(2) 事業費と財源	33
① 事業費	33
② 財源	35
(3) スケジュール	35
(4) 基本構想の調整	35
参考資料	
1 県庁舎整備にあたっての参考事項	36
(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携	36
(2) 現庁舎の跡地活用	37
(3) 工事発注等について	40
(4) 行政部門と議会部門の建設形体について	42
2 基本構想策定までの経緯	44
3 基本構想策定の検討体制	60
4 アイデア募集の結果	61
5 パブリックコメントの結果	62

I 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり

- 地方分権・地域間競争の時代を迎え、新たな魅力を創出し県内各地域の活力を向上させるためには、県民と行政が一体となって創意工夫し、様々な課題に主体的かつ積極的に取り組むことが重要です。
- 県が複雑・多様化する行政に対する県民ニーズに的確かつ機動的に対応するためには、各部局が相互の連絡調整を密にして一体となって行政機能を発揮することが不可欠であり、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約し、県民の利便性や業務の効率性・生産性を高めて、県民サービスをより一層向上させ、ひいては長崎県全体の活性化に繋げる必要があります。
- また、県庁舎は、地震等の大規模な災害が発生した際の防災拠点施設となることから、県民生活の安全・安心を支えるため、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たす必要があります。
- このため、県民生活の安全・安心を支え、効率的に機能する庁舎であるとともに、県民が気軽に利用するにとどまらず、県政に積極的に参画する場となるような「**県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり**」を目指します。

2 基本方針

基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を実現するため、県庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

- 1 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- 2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- 3 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎



1 県民生活の安全・安心を支える庁舎

- 現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、**特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすもの**とします。
- 県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等の応急対策を中心とした**防災拠点として、県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎**とします。
- 敷地に隣接する耐震岸壁^{※1}や防災緑地^{※2}は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための**災害対策活動を支援する庁舎**とします。
- 県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、**防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察本部庁舎**とします。

2 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

- 県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎とします。整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、**コンパクトで低コストな庁舎**とします。
- 道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、**柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる長寿命な庁舎**とします。
- 執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、**効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎**とします。
- 県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報^{※3}の保護など、**セキュリティに配慮した庁舎**とします。
- 地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて**低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う新時代環境共生型の庁舎**とします。

※1 耐震岸壁

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送等を行うことができるよう一般の岸壁より耐震性を強化した岸壁のこと。

※2 防災緑地

災害時に大量の物資や被災者の輸送を可能とするための用地と避難防災上のオープンスペースを兼ねた緑地として今後整備します。平常時には県民の憩いの場として開放されます。

※3 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

3 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

- 庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。
- 「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、**本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎**とします。
- 敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーなどの待機所を設けるほか、^{※1}長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる**県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎**とします。
- お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できる^{※2}**ユニバーサルデザイン**の考え方を踏まえ、^{※3}**バリアフリー化**を推進するなど、**県民に優しく、県民が使いやすい庁舎**とします。
- 県議会は、県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、**県民が身近に感じる議会庁舎**とします。
- 長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、**周辺のまちづくりとの連携**や「港」の風景との調和を図るなど**景観やデザイン等に配慮した庁舎**とします。

※1 長崎駅の新駅舎

JR長崎本線連続立体交差事業と長崎駅周辺土地地区画整理事業が平成21年度に事業認可を受け、概ね10年後までには、現在の駅舎から西へ約150m移動した場所に高架式の新たな駅舎が整備されます。

※2 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの方が快適に利用できるようにデザインすること。

※3 バリアフリー

バリア（障壁）をなくすことを意味します。建築設計においては、段差をなくしたり、出入口や廊下の幅を広げるなど、お年寄りや障害のある方などが利用するために支障がないものとする。

II 整備計画

1 基本的な事項

(1) 敷地の概要

- 位置 長崎魚市跡地（長崎市尾上町）
- 敷地面積 約30,000㎡（長崎魚市跡地の総面積約58,000㎡の一部）
- 長崎魚市跡地は、長崎駅の新駅舎に隣接し、都市計画道路浦上川線に接するなど、利便性の高い位置にあります。
- 隣接する防災緑地に面して耐震岸壁が設置され、また、岸壁沿いには、漁港施設の臨港道路が整備されます。



県庁舎建設予定地(長崎魚市跡地)の現況写真

(2) 土地利用の基本的な考え方

- 敷地内の土地利用については、敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。

(3) 庁舎等の配置

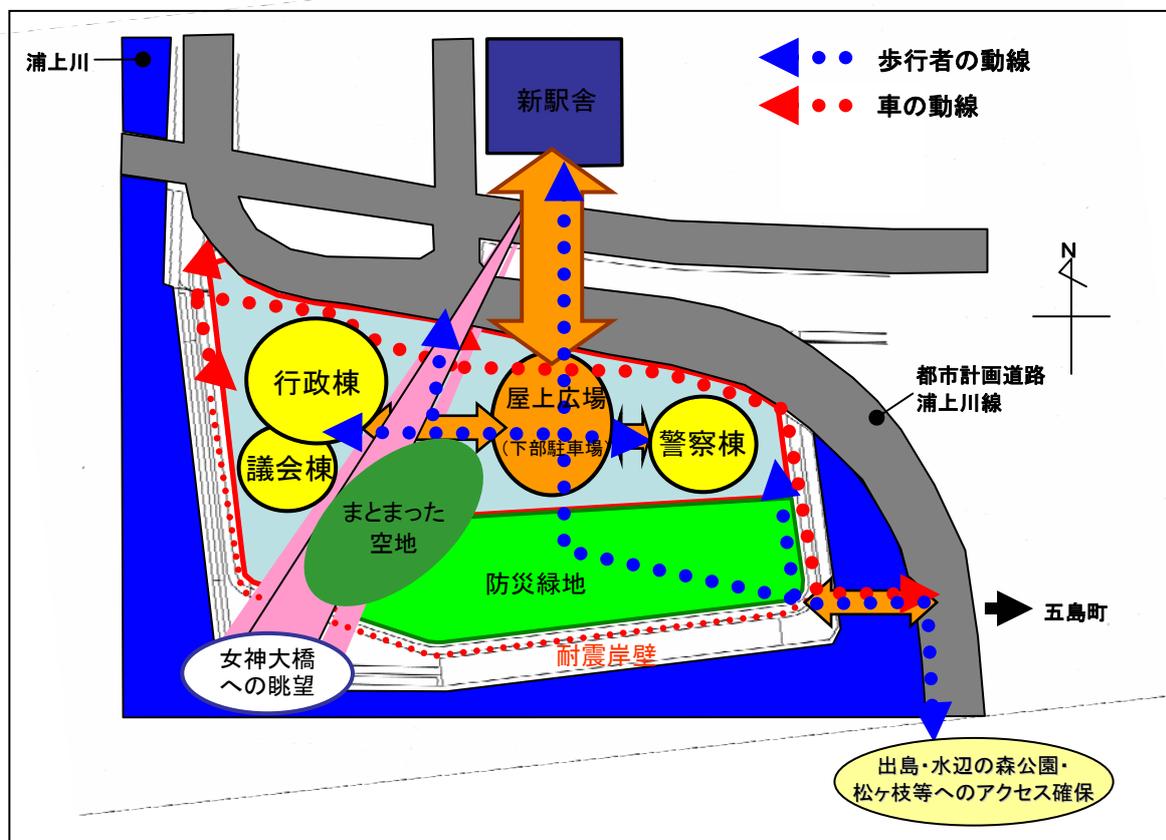
- 庁舎は、各部門の独自性と必要な機能を確保するとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応できるようにするため、建設コスト等も勘案し、行政棟、議会棟、警察棟の三棟をそれぞれ独立庁舎として配置します。

ただし、行政棟と議会棟は可能な限り近接して配置し、短時間でスムーズに行き来できるようにするとともに、エントランスホールの共有、会議室の相互利用などを行います。

注) 行政棟と議会棟を別棟とした場合と、合築した場合のコスト比較を行ったところ、建設費に大きな差はなく、どちらかといえば、別棟とした場合が安くなるという試算結果となりました。

- 敷地中央部に駐車場棟を設け、その両側に庁舎を配置して通路でつなぐことにより、行政棟・議会棟と警察棟との動線を確保します。また、駐車場棟の屋上を広場として活用して新駅舎からの動線と連結させることを目指します。
- 行政棟・議会棟に隣接してまとまった空地を設け、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、イベント等に活用できるようにします。

◇ 土地利用のイメージ図



(4) 動線計画

- 敷地への出入口は、来庁者のアクセスに考慮し、長崎駅側（敷地中央部）と五島町側、浦上川側の3箇所に設けます。
- 来庁者が自家用車や自転車、公共交通機関、徒歩等で、スムーズにアクセスできるように計画します。また、敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。
- 車の動線は敷地の外周に配置し、敷地内の歩行者動線と可能な限り分離します。

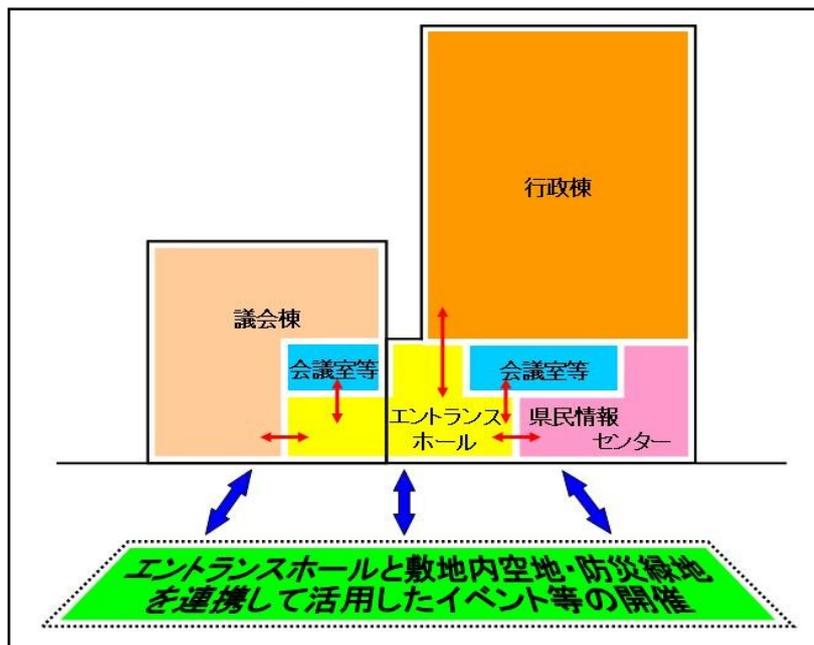
(5) 庁舎の概要

- 新しい庁舎は、末永く県民に親しまれ、また、行政、議会、警察の各部門における業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な機能を備えるとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とします。
- 行政棟の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールのほか、県内の^{※1}NPO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備するとともに、本県の魅力や情報を幅広く発信する「県民情報センター（仮称）」を設置します。

① 庁舎の規模等

- 現況面積を基本とし、必要最小限度の機能のみを付加するとともに、行政棟と議会棟のエントランスホールの共用や会議室の相互利用を行うなど、コンパクトな庁舎とします。また、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、低コストな庁舎とします。

◇ エントランスホールと敷地内空地・防災緑地の連携のイメージ



※1 NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

- 庁舎の高さについては、周辺からの景観や眺望に配慮して計画します。
- 行政棟、議会棟、警察棟の規模等は、次のとおりとします。

※ 各庁舎の延床面積及び階数

行政棟	約49,000㎡	地下1階、地上16～18階建て
議会棟	約6,500㎡	地下1階、地上4～5階建て
警察棟	約20,000㎡	地下1階、地上7～9階建て
計	約75,500㎡	

② 構造・設備等

- 庁舎の構造・設備等については、災害時における防災拠点としての機能を十分に発揮できるようにするため、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとします。
- 省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行います。

③ デザイン等

- 庁舎は周辺との調和を図り、長崎のまちにふさわしいデザインとするとともに、本県の特産品を用いることなどにより、末永く県民に親しまれる庁舎とします。

(6) 駐車場計画

- 駐車場については、工事費が割高となる地下駐車場は設けず、駐車場棟と屋外駐車場により整備します。
駐車台数は、駐車場の利用状況を踏まえ、来庁者用約200台、警察車両など公用車両用等約250台、合計約450台分を確保します。
なお、来庁者用については、庁舎完成後における需要を踏まえ適切に対応するため、増減が可能な設計とします。
- 敷地や隣接する防災緑地と一体となった公園的な空間や会議室等の利用者に配慮して、閉庁日にも駐車場を利用できるようにします。

(7) 事業費と財源

- 事業費は、建設費と関連経費を合わせて、約338億円から約387億円が見込まれますが、できる限りその圧縮に努めます。
その財源として、県庁舎建設整備基金（平成21年度末残高約371億円。今後の運用利息を含めると、基金残高は少なくとも約375億円が見込まれます。）と警察本部庁舎建設に対する国庫補助金（10億円から20億円程度）が見込まれることから、これらの範囲内で事業を実施することが可能と考えられます。

2 施設・設備の整備計画

県庁舎の整備にあたっては、基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を踏まえ、基本方針として掲げた

- (1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- (3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

の実現を図るため、各施設・設備について、次のような考え方にに基づき計画します。

なお、整備にあたっては、「官庁施設^{※1}の基本的性能基準」及びその関係基準を準用し、庁舎として備えるべき性能を確保します。

(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎

① 防災拠点としての基本性能

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとします。

- 地震災害発生時において、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急対策活動を行う特に重要な防災拠点施設としての機能を十分に発揮できる庁舎とするため、構造体や建築設備等について、国が定める「官庁施設^{※2}の総合耐震計画基準」を満たす安全性能を確保します。
- 災害発生時においても防災拠点施設としての機能を維持するため、電力及び通信の複数回線の引込みや重要幹線の二重化をはじめ、無停電電源装置^{※3}や自家発電設備による非常用電源の確保、受変電設備の設置場所の工夫等により、電力供給・通信システムの信頼性を確保します。
- 長崎魚市跡地とその周辺施設については、適切な対策を講じることにより、地震発生時の液状化対策や高潮・津波対策、洪水対策、長崎魚市跡地へのアクセスなど、防災拠点施設としての安全性は確保されます。

※1 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設に求められる社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性に関する性能の水準等を定めた基準のこと。

※2 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設として必要な耐震性能について定めた基準のこと。

施設が被害を受けた場合の社会的影響等を考慮して施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備について耐震安全性の目標を定めています。特に、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急活動に必要な施設については、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とし、構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類の安全性能を確保するものとされています。

※3 無停電電源装置

大容量のバッテリーを内蔵し、電力会社からの送電が停止した時に、内蔵バッテリーから電力を供給する装置のこと。

② 防災拠点としての機能

県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等の応急対策を中心とした防災拠点として、県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎とします。

- 自然災害や大規模な船舶・列車事故等の緊急事態発生時において、救出・救助のための消防・警察・自衛隊等の派遣調整のほか、避難所対策や救援物資の調整、情報の提供等の被災住民対応を機動的かつ戦略的に行うため、災害対策本部や防災関係室の集中配置による一体的かつ機能的な活動施設として、庁舎の低層階に「危機管理防災センター（仮称）」を整備します。

なお、平常時においては、センター内の災害対策本部室を知事の記者会見等に活用することも想定しています。

- 災害時の情報収集や救助活動等を迅速かつ的確に行うため、防災ヘリコプター等が発着できる屋上ヘリポートを設置します。



災害対策本部のイメージ



防災対策室のイメージ



屋上ヘリポートの事例

③ 災害対策活動を支援する機能

敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための災害対策活動を支援する庁舎とします。

- 敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は、大規模な地震が発生した場合などに、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等の拠点として活用することが可能です。
- 災害発生時に、耐震岸壁や防災緑地、敷地内空地と一体となって、被災市町が設置する避難所に収容できない住民等の一時的な避難や、市町が設置する救護所等で対応できない救急患者への一時的な医療活動の場として活用するなど、災害の状況に応じて柔軟に対応できる機能を付加します。



災害時のエントランスホールのイメージ



災害時の防災緑地のイメージ

④ 防犯・交通安全のための機能

県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察本部庁舎とします。

そのため、次のような施設の整備・拡充を図ります。

○ 通信指令室

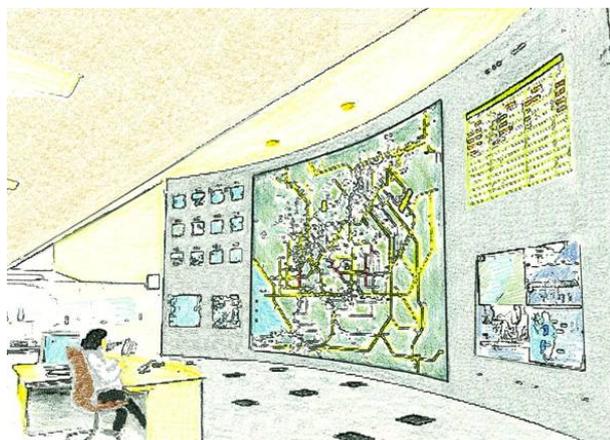
110番通報を受理後、犯罪等の未然防止や早期検挙・事案処理のための管轄警察署、パトカー等への指令や、緊急事態発生時に体制が整い総合的な指揮が執られるまでの初期段階の指令を行う「通信指令室」について、迅速で的確な対応ができるように、施設全体の規模や中央表示板を拡張するなど機能の充実を図ります。

○ 交通管制センター

渋滞や事故などで刻々と変化する交通状況を収集・分析して県民へのきめ細かい交通情報の提供や信号機の制御を行い、安全で快適な交通環境づくりを担う「交通管制センター」について、道路交通状況を詳細かつ的確に把握できるように、施設全体の規模や中央表示板を拡張するなど機能の充実を図ります。



通信指令室のイメージ



交通管制センターのイメージ

○ 科学捜査研究所

悪質・巧妙化する犯罪や新たな形態の犯罪等に対応するために、最先端の科学技術を用いて証拠資料を鑑定・検査して犯罪の立証や事故原因の解明を行う「科学捜査研究所」について、科学捜査力を向上させるため、施設全体の規模を拡張し、個別の鑑定室を設置するなど機能の充実を図ります。

○ 鑑識鑑定室

犯罪や事故の現場から採取した、犯人に結びつく指紋・足跡等の証拠資料を鑑定して犯罪の立証を行う「鑑識鑑定室」について、効率的で迅速な対応ができるように、作業室の設置やシステム室の規模を拡張するなど機能の充実を図ります。

○ 情報通信部システム室

警察本部と全国警察、警察署等や、警察本部内の各システム相互間を警察独自の通信回線で結ぶとともに、災害時にも途切れることのない通信網を構築することで警察活動全般を支える「情報通信部システム室」について、警察の神経系統としての役割を持つシステムの信頼性を高めるため、施設全体の規模を拡張し、作業室を設置するなど機能の充実を図ります。

○ 情報管理システム室

犯罪捜査をはじめ、運転免許、遺失物等に関する各種データの管理を行うことで警察活動全般を支える「情報管理システム室」について、警察業務の効率化や行政サービス向上の基盤となるシステムの信頼性を高めるため、施設全体の規模を拡張し、作業室を設置するなど機能の充実を図ります。



科学捜査研究所のイメージ

○ 総合指揮室

災害、大事故、重大事件といった緊急事態が発生した場合、現場の情報を映像、無線などで一元的に集約して早期に状況を把握し、迅速・的確な指揮を行うために必要な「総合指揮室」を整備します。

大規模災害が発生した場合は、総合指揮室で把握した状況に基づき、早期の被災者の捜索・救助、避難路・輸送路の確保、治安の確保、災害警備を行うために必要な県内警察署からの応援や、他県警察への応援要請の検討など必要な活動を行います。

なお、平常時には、会議室や研修室として使用します。

○ 武道場

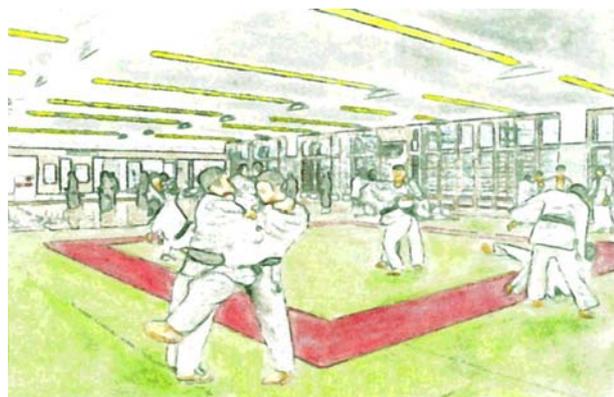
犯人の逮捕や災害時の活動等の困難な状況下でも、警察職員が県民の安全・安心を守るという職務を執行するため、日頃から柔道、剣道、逮捕術の訓練により心身を鍛えるために必要な「武道場」を整備します。

大規模災害が発生した場合には、県内外からの応援部隊の集結や待機場所としても活用します。

このほか、捜査関係訓練、部隊への無線機・装備品の配分や回収、警察官採用での体力試験時の利用等、日常業務での使用も想定しています。



総合指揮室のイメージ



武道場のイメージ

(2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

① コンパクトで低コストな庁舎

県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎とします。

整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、コンパクトで低コストな庁舎とします。

- 県民の利便性や業務の効率性を高めるために、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約します。

これにより、現在、庁舎や会議室等の民間からの借上げに要している年間約2億円の費用を削減できます。

- 庁舎の規模は、現況面積を基本とし、執務室を現況面積に現在廊下にあるキャビネットを配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積とするほか、新しい時代の県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加することとします。

- 行政棟と議会棟については、エントランスホールの共用や会議室の相互利用等を行います。

- 事業費の軽減を図るため、華美な装飾や地下駐車場等は設けないものとします。

- 環境共生型の庁舎とするために、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体で見ると、費用を低減することができます。

② 柔軟で経済性の高い庁舎

道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる長寿命な庁舎とします。

- 道州制の導入など将来の行政ニーズに対応して、例えば、県議会本会議場の用途変更や、将来の大規模な組織改正などに柔軟に対応できる庁舎とします。具体的には、庁舎の一部の他の用途への転用や、大規模な内装の改修を行いやすくするため、躯体と内装等を分離した工法を採用するなど設計の工夫を行います。
- 執務室をオープンフロアーにすることにより、部局間の横断的な業務を進めやすくし、また、関係課や職員間のコミュニケーションや情報共有を図るとともに、将来の組織改正や業務内容の変化等に柔軟に対応できるものとします。
- 昼光センサーや人感センサーの活用、高効率の設備機器の採用、階段の位置等の工夫によるエレベーターの使用頻度の低減などにより、照明・空調・エレベーター等にかかる光熱費の低減を図ります。
- 電気・空調設備等については、それぞれの機種に応じて、15年から30年程度で更新を行う必要がありますが、その場合に、大規模な工事を伴わなくても更新できるような設計とします。



一般執務室（全景）のイメージ



一般執務室（通路と打合せスペース）のイメージ

③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境

執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎とします。

- 複雑・多様化する行政ニーズに対応していくため、執務室や必要な打合せスペース等を効率よく配置し、オープンフロアーにすることで部局を越えた職員間や県民とのコミュニケーションを向上させることにより、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備します。
- 執務室の規模については、現況面積に現在廊下にあるキャビネットを室内に配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積としますが、文書管理方法の見直しや文書量の削減に取り組むとともに、現在各課ごとに配置されているコピー機等の事務機器を共有化することなどにより、効率的な執務環境を整備します。
- 会議室については、適切な規模を確保するとともに、多様な会議需要に対応できるように、必要に応じて間仕切りが変更できる共用会議室を整備します。
- 行政サービスの向上や行政事務の効率化などを図るため、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術に適切に対応できる庁舎とします。
- 議会庁舎については、県政の議決機関としての議会活動を円滑かつ効率的に行うことができるよう、本会議場や委員会室はもとより、会議室や議員執務室などの機能的な配置と適正な執務スペースを確保します。

④ セキュリティの確保

県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報の保護など、セキュリティに配慮した庁舎とします。

- 県民に開放されたスペースを確保する一方で、県が扱う個人情報の保護を図るため、立ち入りを一定制限するスペースを明確にし、適切なセキュリティを確保します。
- 行政棟については、執務時間内には県民への開放性に配慮するとともに、執務時間外や閉庁日には執務室への入退室管理を行うなど、適切なセキュリティを確保します。
- 警察棟及び議会棟については、それぞれの特性に応じた適切なセキュリティを確保します。

⑤ 新時代環境共生型の庁舎

地球温暖化問題は世界共通の課題であり、今後、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出量を長期的に大幅に削減した^{※1}低炭素社会を目指す必要があることから、公共建築物の整備にあたっては、率先してその対策に取り組む必要があります。

このように、地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う新時代環境共生型の庁舎とします。

- 建物の断熱性の向上等による熱負荷の低減、太陽光等の自然エネルギー利用、高効率の設備システム、設備を効率よく運転するための中央監視システムの採用などにより、庁舎で消費されるエネルギーを大幅に削減し、他県に先駆けて、建物使用時におけるCO₂等の排出量の大幅な削減を図ります。
- 建設から解体等までの建築物のライフサイクル全体を通じてのCO₂等の排出量を削減するための取り組みを行います。
- このほか、「^{※2}グリーン庁舎」の考え方も採り入れて、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う環境共生型の庁舎とするため、^{※3}CASBEE（建築環境総合性能評価システム）において、最高ランク（Sランク）の評価を受けることを目指します。
- CO₂等の排出量削減のためには、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体で見ると、費用を低減することができます。
- 自然エネルギーの活用やLED照明など、最先端の技術について、設置費用とCO₂や光熱費の削減効果を比較したうえで、導入を検討します。
- 低炭素社会の実現に向けて電気自動車の導入促進を図るため、電気自動車の充電設備を設置します。
- 省エネルギーやCO₂等の排出量削減への取り組みを通じて、地域や来庁者に対し、低炭素社会の実現に関する情報発信や啓発を行うことができる庁舎とします。

※1 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

低炭素社会の実現を目指すため、日本としては温室効果ガス排出量を、中期的にはすべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに1990年比で80%削減することを目標に掲げています。

特に、建築物を利用することによるCO₂排出量は、日本全体の排出量の約3分の1を占めることに加え、建築物は一度建設されると長年にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期的視点に立った地球温暖化対策として、建築物における取り組みは極めて重要な役割を担っています。



太陽光発電の事例

〔参考〕



グリーン庁舎のイメージ（国土交通省のホームページより）

※2 グリーン庁舎

官庁施設の環境負荷の低減を図るため、施設の長寿命化、建設副産物の発生抑制など資材等の適正使用・適正処理、環境負荷の少ない自然材料（エコマテリアル）等の採用、省エネルギー・省資源、緑化率の向上等による周辺環境保全などについて一定の水準を満足し、先導的な役割を担う庁舎。

国において、「グリーン庁舎建設基準」が定められています。

※3 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

建築物を環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムのこと。

「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

(3) 県民に優しく、県民が親しみを感ずる庁舎

① 交流と協働の場となる庁舎

庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。

また、「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎とします。

- 隣接する防災緑地や敷地内空地を活用し、県民が気軽に訪れ、自由に集い、憩い、語らう交流の場として公園的な空間を整備します。
- 県民だけでなく県外や海外から本県を訪れた観光客が自由に利用できる展望施設や喫茶室などを設置し、グラバー園や水辺の森公園、稲佐山など周辺の観光スポットとの連携を図り、夜間も含め開放します。また、食堂についても広く県民等に開放します。なお、海外からの観光客等のため、必要な外国語表示を行います。
- 県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策が展開されるようにするため、^{※1}庁中管理規則に基づき執務室を県民に対してよりオープンにするるとともに、県民と県職員が活発な意見交換等を通じて、互いを知り、互いに繋がり、共に新たな施策を創り出すためのスペース（県民協働会議室等）を確保します。
- 庁舎の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールを設けるほか、県内のNPO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備します。
- 行政棟・議会棟に隣接してまとまった空地を設け、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、県民参加のイベント等に活用できるようにし、そのために必要となる大型映像装置等の設備を整備します。

※1 庁中管理規則

知事が管理する庁舎（敷地を含む。）やその附属物（施設物、構築物、樹木等を含む。）を管理するうえで必要な事項を定めた県の規則のこと。

- 自然、歴史、文化、景観、農水産物等の県産品など、様々な観光・物産情報のほか、県や市町の様々な情報を幅広く発信し、社会見学等にも対応できる「県民情報センター（仮称）」を設置します。その具体的な内容は、既存施設や長崎駅周辺のまちづくりに伴い整備される各種施設との役割分担を踏まえて検討します。



庁舎敷地の公園的な空間のイメージ



エントランスホールのイメージ



県民情報センター（仮称）のイメージ

② 県民の利便性の確保

敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーの待機所などを設けるほか、長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎とします。

- 県内全域からの県民の利用を考慮すると、駐車場の確保は不可欠であることから、将来の公用車の削減見込みや来庁者の状況を踏まえ、適切な駐車スペースを確保します。

また、敷地や隣接する防災緑地と一体となった公園的な空間や会議室等の利用者に配慮して、閉庁日にも駐車場を利用できるようにします。

- 敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。
- 来庁者が目的の部署等に円滑にたどり着けるよう、部局や各施設の配置に配慮し、わかりやすい案内表示を行うとともに、来庁者の利便性を図るためのワンストップ窓口を設置します。
- 長崎駅の新駅舎や周辺道路からスムーズにアクセスできるような歩行者動線を確保するとともに、歩行者の安全確保のために、敷地内での歩行者と自動車の動線を可能な限り分離します。

③ ユニバーサルデザイン

お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化を推進するなど、県民に優しく、県民が使いやすい庁舎とします。

- お年寄りや障害のある方などすべての来庁者が安心して利用できる庁舎とするため、^{※1}関係規定を踏まえ、移動しやすく、わかりやすく、使いやすい施設とします。

具体的には、車椅子で通行しやすい通路幅を確保するとともに、スロープや手すり、休憩用ベンチを設置するほか、障害のある方が利用しやすいエレベーターや^{※2}多目的トイレ、^{※3}オストメイト用トイレ、点状床ブロック、来庁者のための授乳室やオムツ交換台の設置など、きめ細かな配慮を行います。

- エントランスホールなど、多くの県民が訪れる場所では、利用者数に応じた適切な広さのトイレを整備します。



多目的トイレの事例



授乳室の事例

※1 関係規定

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」
- 「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」
- 「長崎県福祉のまちづくり条例」
- 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 等

※2 多目的トイレ

お年寄りや障害のある方、子ども連れの方など、誰もが使いやすいように作られたトイレのこと。

※3 オストメイト用トイレ

人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人が使いやすいトイレのこと。

④ 県民が身近に感じる議会庁舎

県議会は、県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、県民が身近に感じる議会庁舎とします。

- 十分な傍聴席数を確保するとともに、お年寄りや障害のある方に配慮した車椅子による傍聴ができるような施設とします。
- 各種表彰等の式典や県民に県政に参画していただくための啓発等に活用できるような本会議場とします。
- 県民と議員の面談スペースを確保し、議員が県民の声を議会活動に活かせるような施設とします。

⑤ 周辺のまちづくりとの連携、景観やデザイン等への配慮

長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、周辺のまちづくりとの連携や「港」の風景との調和を図るなど、景観やデザイン等に配慮した庁舎とします。

- 敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 庁舎のデザインについては、周辺地域や水辺の森公園などに加え「港」の風景との調和を図ります。また、長崎の地形的な特性を踏まえ、海上や稲佐山・立山・風頭山・鍋冠山などの眺望場所からの景観にも十分に配慮し、長崎のまちにふさわしい庁舎とします。
- ^{※1}長崎市景観基本計画や^{※2}長崎市景観計画に沿ったデザインとするとともに、長崎駅周辺地区や環長崎港地域のまちづくりとの整合を図ります。
- 末永く県民に親しまれる庁舎とするため、案内表示等に本県の特産品を活用します。

※1 長崎市景観基本計画

長崎市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方向を示すマスタープラン。

※2 長崎市景観計画

長崎市景観基本計画に定める理念や方向を踏まえ、景観法に基づき、地区ごとに建築等のルールを定める計画。

◇ 眺望場所の例



(長崎市景観計画(案)より)

3 庁舎の規模

現庁舎の延床面積は53,693㎡で、ロビーや廊下など共用部分を含む職員・議員一人あたりの床面積は、

行政 16.5㎡ (九州他県平均 25.3㎡)

議会 70.9㎡ (// 177.1㎡)

警察 20.1㎡ (// 25.3㎡)

となり、九州他県の平均を大きく下回っています。

新しい庁舎の規模は、現況面積を基本とし、執務室を現況面積に現在廊下にあるキャビネットを配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積とするほか、新しい時代の県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加することとします。

付加する機能の主なものは、次のとおりです。

- ・ 県民生活の安全・安心を支えるため、行政棟においては、災害対策本部や防災関係室を集中配置した「危機管理防災センター（仮称）」を整備し、また、警察棟においては、通信指令室や交通管制センター、科学捜査研究所の拡充を図るなど必要な施設を整備します。
- ・ 行政棟に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールや「県民情報センター（仮称）」を設けるほか、県民と県職員が活発な意見交換等を行うためのスペース（県民協働会議室等）を整備します。
- ・ 議会棟は、県政の議決機関としての議会活動を円滑かつ効率的に行うことができるよう、現在不足している委員会室など必要な施設を整備するほか、議員が県民の声を議会活動に活かせるよう、県民と議員の面談スペースを確保します。

なお、行政棟と議会棟のエントランスホールの共用や会議室の相互利用を行うことなどにより、コンパクトな庁舎とします。

その結果、全体の延床面積は約75,500㎡で、職員・議員一人あたりの床面積は、

行政 24.5㎡ (九州他県平均 25.3㎡)

議会 141.3㎡ (// 177.1㎡)

警察 24.7㎡ (// 25.3㎡)

となります。

また、駐車場については、工事費が割高となる地下駐車場は設けず、駐車場棟と屋外駐車場を整備します。

駐車台数は、来庁者の利用状況や公用車の削減見込みを踏まえ、適切に確保します。

各棟ごとの具体的な内容については、概ね次のとおりですが、基本設計・実施設計の段階で必要な見直し・修正を行うものとします。

(1) 行政棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
執務室 15,100m ² (13,972m ²)	○知事・副知事執務室等 部局長室 ○一般執務室	現況面積 現況面積+廊下のキャビネットを室内に配置するスペース+バリアフリー化スペース
執務関係室 8,000m ² (5,736m ²)	○会議室 ○書庫・倉庫 等	現況面積+庁外での会議室借上分+県民協働会議室等 ※議会棟の委員会室等を共用 現況面積
特別用途室 4,200m ² (4,249m ²)	○危機管理防災センター (仮称) ○電算関係室 ○記者室 ○福利厚生関係室、施設 管理関係室 ○関係団体 等	現況面積+必要面積（災害対策本部の拡充等）※平常時は、災害対策本部室を知事の記者会見等に活用 現況面積 現況面積 現況面積、国の新営 ^{※1} 一般庁舎面積算定基準、必要面積 県の事務事業の執行上、新しい庁舎に引き続き配置すべき団体の必要面積
県民サービス関係室 2,600m ² (1,036m ²)	○相談室 ○県民情報センター (仮称) ○展望施設〔新設〕 等	現況面積 最近建設他県平均面積 最近建設他県平均面積
共用部分 19,100m ² (10,121m ²)	○エントランスホール ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	最近建設他県平均面積 現況面積+多目的トイレ等+男女別洗面所 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約49,000m ² （現況 35,114m ² ） 地下1階、地上16～18階建て	

※1 新営一般庁舎面積算定基準

国において、中央省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた一般庁舎の面積算定にあたっての基準のこと。

(2) 議会棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
本会議場及び関係室 620㎡ (619㎡)	○本会議場 ○傍聴席	現況面積 現況面積
委員会室及び関係室 1,060㎡ (206㎡)	○常任委員会室 ○議会運営委員会室 ○会議室〔新設〕 等	現況使用面積（4室分） ※現況は1室のみで、3室は行政の会議室を使用 九州他県平均委員一人当面積×委員数 必要面積
議員関係室 1,230㎡ (957㎡)	○議長・副議長室 ○議員執務室（控室）	現況面積＋来庁者待合スペース 九州他県平均議員一人当面積×議員数
図書室及び応接室 490㎡ (228㎡)	○図書室 ○応接室	九州他県平均面積 現況面積＋少人数対応応接室
事務局及び関係室 650㎡ (464㎡)	○事務室 ○書庫・倉庫 等	現況面積＋バリアフリー化スペース 現況面積＋必要面積
共用部分 2,450㎡ (786㎡)	○エントランスホール〔新設〕 ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	九州他県平均面積の1/2 ※行政棟のエントランスホールを共用 現況面積＋多目的トイレ等＋男女別洗面所 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約6,500㎡ { 現況 3,260㎡ ※ 委員会室として使用している行政の 会議室を含めた場合 3,684㎡ } 地下1階、地上4～5階建て	

(3) 警察棟

※「区分」欄の面積は延床面積（括弧内は現況面積）

区 分	主な施設及び規模の考え方	
執務室 5,900㎡ (5,070㎡)	○本部長室、部長室 ○一般執務室	現況面積 現況面積＋廊下のキャビネットを室内に配置するスペース＋バリアフリー化スペース
執務関係室 2,200㎡ (2,599㎡)	○会議室 ○書庫 ○倉庫	現況面積＋必要面積 現況面積 国の新営一般庁舎面積算定基準等
特別用途室 2,700㎡ (1,345㎡)	○公安委員会室 ○記者室 ○福利厚生関係室、施設管理関係室 等	九州他県平均面積 九州他県平均記者一人当面積×記者数＋報道対応スペース 現況面積、現況面積＋必要面積、九州他県平均面積等
警察特殊施設 3,200㎡ (1,382㎡)	○通信指令室 ○交通管制センター ○科学捜査研究所 ○その他警察特殊施設	現況面積＋必要面積 現況面積＋必要面積 現況面積＋必要面積 現況面積＋必要面積、九州他県平均面積
県民サービス関係室 100㎡ (68㎡)	○相談室 ○情報公開室	現況面積 現況面積
共用部分 5,900㎡ (4,855㎡)	○エントランスホール ○トイレ ○廊下、階段、エレベーター、設備関係室 等	九州他県平均面積を参考 現況面積（男女別洗面所を含む）＋多目的トイレ等 専用部分等の面積に応じて設定
延床面積・階数	約20,000㎡（現況 15,319㎡） 地下1階、地上7～9階建て	

(4) 駐車場

○ 計画台数

来庁者用 約200台 (現況 107台)

公用車両用等 約250台 (現況 257台)

計 約450台 (現況 364台)

※ 来庁者用については、庁舎完成後における需要を踏まえ適切に対応するため、増減が可能な設計とします。

○ 駐車場の配置

駐車場棟 約350台

屋外駐車場 約100台



元船町側からのイメージ



鍋冠山からのイメージ

※ 上記は、新しい県庁舎の規模と配置をイメージするためのものであり、具体的な配置やデザイン等は今後検討します。

4 事業の進め方

(1) 事業手法

事業手法としては、設計・建設・維持管理を個別に発注する従来の方式のほかに、^{※1} P F I 等、民間のノウハウを活かした手法が考えられますが、次のとおり、P F I を導入するメリットは活かされない状況にあることから、県が設計・建設・維持管理を個別に発注する従来の方式で行うことを基本とします。

- ・ P F I については、P F I 事業者が収益性のある民間施設を併設してまちづくりに貢献できることや、資金調達の方法がないプロジェクトにおいて民間資金を活用できることが最大のメリットです。しかしながら、本県の県庁舎の建設においては、県庁舎建設整備基金があることなどから、民間での資金調達は必要ではありません。
- ・ 仮に基金を使わず、民間資金を活用した場合には、後年度の金利負担分だけ割高となります。
- ・ 採算性など P F I が成立するか否かについて民間事業者側が検討するために期間を要することとなります。

なお、建設時の事業手法としての P F I は困難であると考えられますが、食堂や喫茶室などの運営については、民間を活用するなど柔軟な対応を行います。

発注にあたっては、県内への経済波及効果を高める観点から、県内企業の受注機会の拡大や、木材等の県内産資材の使用促進を図ります。

具体的には、県内企業で施工可能な工事は、原則として県内企業に発注します。ただし、W T O 政府調達協定の対象となる工事は、国際条約により県内限定ができないため、建築工事を躯体と内部仕上げ等に分離して発注するとともに、施工体制事前提出方式を導入することなどにより、「品質の確保」や「適正な元請下請関係の確保」を図りつつ、県内企業の受注機会の拡大等を目指すなど、本県独自の工夫を行います。

また、設計・監理業務についても同様に、J V 方式の導入等により、県内企業の受注機会の拡大を図ります。

上記以外についても、県内企業の受注機会の拡大を図るための発注方法等について、様々な検討を行っていきます。

なお、県内企業の実情等を踏まえつつ、その具体策を検討するため、庁内の関係部局による検討体制を整備します。

(40頁参照)

※1 P F I

公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を活用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる方法のこと。

(2) 事業費と財源

① 事業費

事業費は、建設費と関連経費を合わせて、約338億円から約387億円が見込まれますが、できる限りその圧縮に努めます。

建設費	約298億円～約347億円
関連経費	約40億円
計	約338億円～約387億円

区 分		延床面積	建設単価	金 額
建設費	行政棟	約49,000㎡	/	/
	議会棟	約6,500㎡		
	警察棟	約20,000㎡		
	小 計	約75,500㎡	約36万円/㎡ ～約42万円/㎡	約272億円 ～約317億円
	駐車場棟	約11,000㎡	約12万円/㎡ ～約15万円/㎡	約13億円 ～約17億円
	設計監理費			約13億円
	建設費計			約298億円 ～約347億円
関連経費				約40億円
合 計				約338億円 ～約387億円

※ 建設単価

行政棟、議会棟及び警察棟の建設単価については、類似施設の事例を参考としつつ、華美な装飾は行わないことなどにより低コストとするとともに、耐震性能及び環境性能の向上等を配慮して約36万円/㎡から約42万円/㎡としました。

また、駐車場棟の建設単価については、類似施設の事例を参考として約12万円/㎡から約15万円/㎡としました。

※ 関連経費

新しい庁舎の建設にあたっては、建設費のほか移転費や警察本部の特殊システム設置費、現庁舎の解体費などの関連経費として約40億円が必要です。

◇ 庁舎の分散化の状況

年 度	県庁舎	警察本部	合 計	摘 要
現 在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭和63年	7 (1)	2 (0)	9 (1)	県庁舎建設整備基金条例の制定時

※ ()は、借上げ庁舎数、内数

◇ 最近建設された他県庁舎の状況

都道府県名	建設年度	延床面積	事業費	備 考
栃 木 県	平成19年度	77,876㎡	約523億円	行政棟・議会棟のみ建設 仮庁舎・分庁舎改修経費 等を含む
石 川 県	平成14年度	105,554㎡	約563億円	
鹿児島県	平成 8 年度	115,355㎡	約606億円	
長 崎 県 (構 想)		75,500㎡	約338億円 ～約387億円	

※ 各県作成の建設記念誌による

◇ 職員・議員1人あたりの床面積（共用部分を含む）

区 分		行 政	議 会	警 察
長 崎 県	現 況	16.5㎡	70.9㎡	20.1㎡
	構 想	24.5㎡	141.3㎡	24.7㎡
九州他県平均		25.3㎡	177.1㎡	25.3㎡
福 岡 県		23.4㎡	159.4㎡	21.0㎡
佐 賀 県		22.9㎡	184.4㎡	21.1㎡
熊 本 県		25.3㎡	180.8㎡	35.4㎡
大 分 県		25.7㎡	155.7㎡	19.6㎡
宮 崎 県		26.1㎡	100.1㎡	29.4㎡
鹿児島県		27.7㎡	207.5㎡	27.8㎡
沖 縄 県		25.9㎡	252.0㎡	23.1㎡

② 財源

県庁舎建設の財源に充てることを目的として、平成元年3月に県庁舎建設整備基金条例を制定して、基金の積み立てを行ってきました。

この県庁舎建設整備基金は、平成21年度末残高が約371億円となっており、今後の運用利息を含めると、基金残高は少なくとも約375億円が見込まれます。また、警察本部庁舎建設に対しては、国庫補助金が10億円から20億円程度見込まれます。

このため、県庁舎建設整備基金及び国庫補助金の範囲内で事業を実施することが可能と考えられます。

(3) スケジュール

事業期間は、基本設計及び実施設計に約1年8箇月、建設工事に約2年6箇月、外構工事に約1年2箇月となり、入札契約手続きの期間も含めた基本設計の着手から事業全体の竣工までは、約5年3箇月を要する見込みです。

※ ●……：入札契約手続きの期間

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
基本設計 実施設計	●……● (約1年8箇月)					
建設工事			●……● (約2年6箇月)			
外構工事					●……● (約1年2箇月)	

(4) 基本構想の調整

今後の行政システムの変更や周辺のまちづくりに適切に対応するため、この基本構想を調整することもあります。

参考資料

1 県庁舎整備にあたっての参考事項

(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携

長崎駅周辺においては、長崎駅部を含めたJR長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業が平成21年度に事業認可を受け、県都の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成による賑わいの創出と交流の促進を目指した新しいまちづくりが本格的に動き出しています。また、都市計画道路浦上川線、長崎漁港再整備計画、九州新幹線長崎駅部構想などの各種事業が進められています。

このような中で、観光立国を牽引する重要な地域として、平成20年12月に「長崎市中央部・臨海地域」が、国土交通大臣から都市再生総合整備事業の実施区域の指定を受けました。この指定を受け、県と地元長崎市が一体となり、平成22年3月にまちづくりの基本計画（都市・居住環境整備基本計画）の策定を行い、平成22年度から、特に重点的に整備を進める必要がある長崎駅周辺エリアと松が枝周辺エリアの整備計画の策定に取り組んでいます。また、民間再開発を支援するため、都市再生緊急整備地域の指定に向けた検討も併せて行っています。

この基本計画では、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、「都市の魅力の強化」、「回遊性の充実」、「国際ゲートウェイ機能の再構築」を図ることとし、そのための8つの整備方針に沿って、開発と保全、ハード施策とソフト施策を総合的に進めることにより、交流人口を拡大し、地域の活力を再生することとしています。

計画に掲げた主な施策のうち、長崎魚市跡地とその周辺で予定されている施策は次のとおりです。

- 景観や眺望に配慮した新駅舎建設と歩行者デッキの整備
- 新駅舎と離島航路を直結する新たな機能の導入
- 浦上川の東西の連携強化
- 浦上川線沿いの水辺のプロムナードの延伸整備（魚市跡地と五島町方面への連結）

また、耐震岸壁や防災緑地が整備された漁港施設においては、災害時に緊急物資や避難者の輸送等が円滑に行われ、防災拠点としての機能を十分に発揮するため、五島町から長崎魚市跡地への交通動線の整備を検討しています。

これらの計画に基づき、長崎魚市跡地の県庁舎建設予定地の周辺においては、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、県庁舎整備にあたっては、新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。

(2) 現庁舎の跡地活用

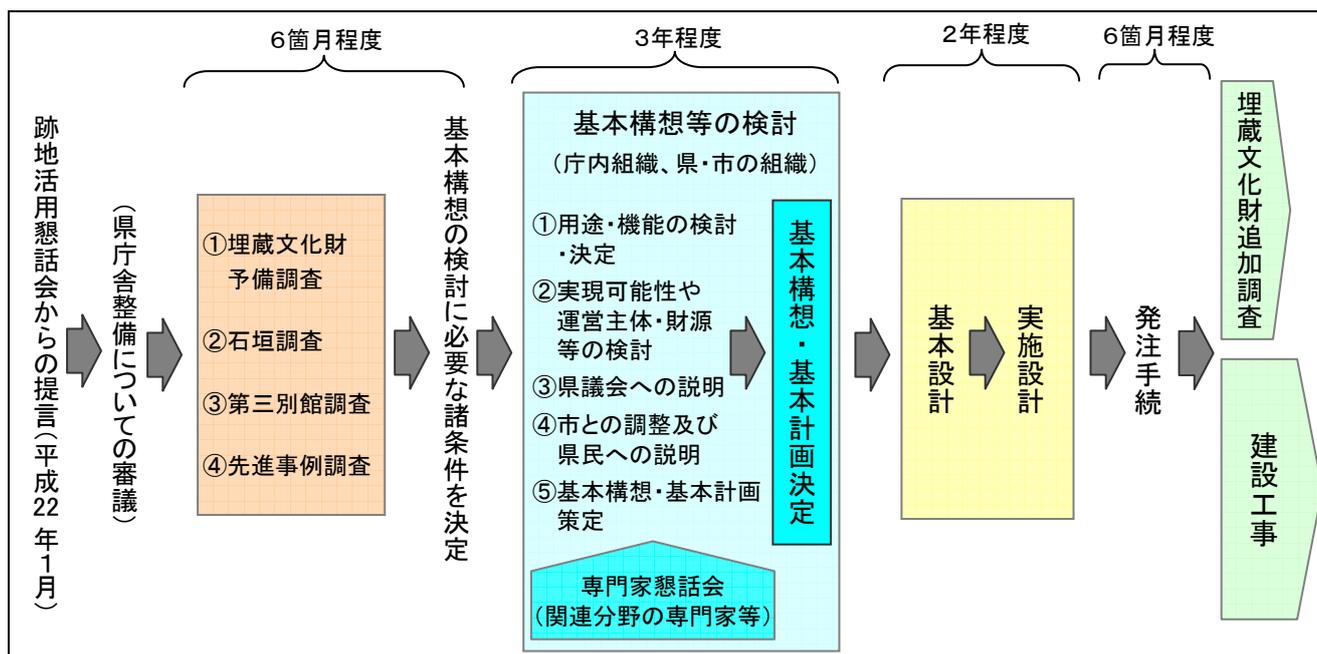
県議会における「県庁舎整備に関する意見書」の採択に先だって行われた「県庁舎整備特別委員会」委員長報告において、県庁舎が移転した場合の跡地活用についても検討すべきとされました。これを踏まえ、平成21年8月に各界・各層の有識者や地元関係者等で構成する「県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、ご議論をいただきました。6回にわたる会議での活発な議論を経て、平成22年1月29日に懇話会としての「提言」を取りまとめられ、知事に提出いただきました。

提言のポイントは次のとおりですが、その趣旨は、現庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり中心市街地の核といえる場所であることから、この場所を県庁舎という行政機能が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたって閉ざすことになるとの認識のもと、県庁舎が移転することを大きなチャンスと捉え、その歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、長崎県全体の活性化に結びつけるべきであるというものです。

この提言については、平成22年3月に設置された「県庁舎整備特別委員会」に報告しご議論いただいた結果、提言で示されている埋蔵文化財調査や、石垣保存の検討、第三別館の保存・活用を視野に入れた調査等を早急を実施すべきとのご意見をいただき、現在、これらの調査を実施しているところです。

今後、この提言を十分に尊重しつつ、県議会をはじめ地元長崎市、有識者や県民の皆様と一緒に、長崎市のみならず長崎県全体にとって最もよい活用策となるよう、英知を結集して検討を進めます。

◇ 今後の検討フロー



◇ 「長崎県県庁舎跡地活用に関する提言」のポイント

(平成22年1月29日、長崎県県庁舎跡地活用懇話会)

〔基本理念〕

- 現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいうべき唯一無二の場所である。
- 県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。
- 県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。
- この場所を最後に最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要がある、先送りは許されない。
- この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

〔基本的な方向〕

県民共有の財産として誰もが利用できる場所とすることを前提に、①～④全てを満たすものとするべき。

- ① 集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場
- ② 歴史性への配慮
- ③ 都市核としての象徴性 …… 長崎の町の発祥から発展に至る拠点
- ④ 周辺との調和と波及効果 …… 出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及

※ 警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

〔期待される活用方法〕

(各委員から示されたもののうち代表的なもの)

- ① 芸術・文化の新たな創造発信拠点
- ② 魅力や価値の体験・学習の場
- ③ 歴史・文化を実感できる空間

これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。

※ その他、検討にあたって留意すべき事項

埋蔵文化財調査の実施、石垣保存の検討、第三別館の保存・活用を視野に入れた調査等を行うべき。

〔長崎県県庁舎跡地活用懇話会委員名簿〕

会 長	片岡 力	まちづくりアドバイザー
副会長	菊森 淳文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事
委 員	市川 森一	長崎歴史文化博物館名誉館長
	// 糸屋 悦子	(株)イーブワークス代表取締役
	// 井上 俊昭	長崎県離島振興協議会会長
	// 上田 恵三	長崎自動車(株)代表取締役社長
	// 奥 真美	首都大学東京教授
	// 奥村慎太郎	雲仙市長
	// 神近眞智子	長崎商工会議所女性会副会長
	// 川添 弘之	江戸町自治会会長
	// 川村 力	元県議会議員
	// 桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール理事長
	// 熊 邦雄	長崎県商工会連合会副会長
	// 合田 敏行	日本放送協会長崎放送局長
	// 小林喜平太	稲佐山観光ホテル取締役社長
	// 清水 慎一	(株)ジェイティービー常務取締役
	// 鈴木 一郎	長崎経済同友会副代表幹事
	// 竹本 慶三	佐世保市商店街連合会会長
	// 朝長 則男	佐世保市長
	// 中牟田真一	(株)浜屋百貨店代表取締役社長
	// 服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授
	// 林 一馬	長崎総合科学大学教授
	// 日端 康雄	慶応義塾大学名誉教授
	// 平井 聖	昭和女子大学特任教授
	// ブライアン・パークガフニ	長崎総合科学大学教授
	// 堀 憲昭	長崎文献社専務取締役
	// 松藤 悟	長崎県商工会議所連合会会長
	// 溝尾 良隆	帝京大学教授
	// 村木昭一郎	野母商船(株)代表取締役副社長
	// 梁瀬 正輝	(社)長崎青年会議所理事長代行
	// 山口 純哉	長崎大学准教授
	// 渡邊 貴史	長崎大学准教授
計	32人	(50音順、敬称略、役職名等は就任時のもの)

(3) 工事発注等について

県が発注する工事では、^{※1}WTO政府調達協定の対象となる場合（建設工事は23億円以上（平成22年4月以降））は、工事施工業者等について地域要件（県内企業指定等）を付加することができません。

本県においては、建設業が基幹産業の一つとなっており、県内建設業の業績回復や雇用の確保等は喫緊の課題です。このため、県では、今後県が発注する大型建築工事において、多くの県内企業が適正な価格で参加できる発注方式等に関する調査・研究を行うため、長崎県大型工事マネジメント研究会を設置し、検討を行ってきました。

この研究会の検討結果を踏まえ、県庁舎の工事発注は次のように行うことを考えています。

① 発注単位について

行政棟、議会棟、警察棟の工事は各々独立して発注し、各棟ごとに、通常どおり、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事等に分離して発注します。その他、外構工事や特殊な設備工事等についても分離して発注します。

② WTO対象以外の工事について

通常どおりに工事を分離した結果、WTO政府調達協定の対象とならない工事（23億円未満）については、特別な事情がない限り、県内企業に限定して工事を発注します。この場合、原則として、下請業者を県内企業とすることや、県内産資材の使用を義務付けます。

③ WTO対象工事について

(ア) WTO政府調達協定の対象となる工事（23億円以上）については、施工業者等を県内企業に限定することはできませんが、^{※2}JVの構成員数について、県内企業の受注機会の拡大につながるような工夫をします。

さらに、JVの代表構成員以外の構成員については、施工実績等の入札参加資格を緩和し、県内企業が参加しやすくします。

また、下請業者をできる限り県内企業とすることや、できる限り県内産資材を使用することについて、要請を行います。

※1 WTO政府調達協定

1996年1月1日に発効した国際約束（条約）で、WTO（世界貿易機関）の基本原則である「無差別原則」を政府調達市場にも導入することを目的とし、国、都道府県、政令指定都市等が対象となります。WTO対象工事等では、工事施工業者等について地域要件（長崎県内企業指定等）を付加できません。都道府県が発注する場合、建設工事は23億円以上、設計・コンサルティング業務等は2億3千万円以上が対象となります。（平成22年4月1日から平成24年3月31日までの適用額。平成24年4月以降変動する可能性あり。）

※2 JV

共同企業体。複数の建設業者が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。本県発注のWTO政府調達協定の対象工事における構成員数は、通常3社程度。

なお、過去のWTO政府調達協定の対象工事における実績では、JVの構成員のうちの県内企業の数、3社JVの場合は2社、2社JVの場合は1社となっています（長崎歴史文化博物館、長崎県美術館、長崎県立島原病院、県民文化ホールの建築工事）。また、下請金額についてみると、直近の長崎歴史文化博物館の建築工事では、WTO対象であるため下請業者を県内企業とすることについて義務づけは行っていませんが、県内企業の占める割合は49%となっています。

- (1) さらに、県内企業の受注機会を拡大する観点から、建築工事について躯体工事（構造体、外壁、防水、窓サッシ等）と内装工事（複数工区）に分離して発注することとします。なお、内装工事については、様々な工種をまとめて、建築一式工事として発注します。

その場合には次のような課題があることから、分離発注の試行を行い、課題を検証したうえで、品質の確保を図ります。また、「施工体制事前提出方式」を導入することとし、試行を通じて課題を検証したうえで、下請価格の適正化や、労働環境の健全化を図ります。

〔分離発注の課題〕

- 1) WTO政府調達協定の対象工事を通常以上に分離した場合、分離したそれぞれの工事が対象額（23億円）を下回っていてもWTOルールが適用されるため、施工業者等を県内企業に限定することはできません。
- 2) 工事を分離することによって、請負者相互の責任分担が曖昧になり、瑕疵担保責任の所在が不明確になるため、工事が細分化されるに従って建物引き渡し後の管理上のリスクが大きくなります。
- 3) 工事を分離すると
 - ・ 各々の工事の直接工事費が小さくなるに従って^{※1}諸経費率が上昇するため、工事費総額が割高になること
 - ・ 工事品質確保等のため、工事のマネジメントを専門で行う者を新たに配置することが必要であり、その管理費用がかかること
 などから、工事が細分化されるに従ってコストが割高になります。
- 4) 工事のマネジメントを専門で行う者を配置しても、そのノウハウは必ずしも確立されていないことなどから、全体の工程管理が難しくなることや、工事中の安全管理体制が不明確となります。

※1 諸経費率

工事価格は直接工事費に諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を加えたものです。諸経費は直接工事費に各々の経費率を乗じて算出しますが、直接工事費が大きい程管理業務などの効率がよくなるため、経費率は下降します。逆に、直接工事費が小さくなると経費率は上昇します。なお、公共建築工事の積算においては、諸経費のことを共通費と呼んでいます。

5) 工事の分離発注に対応した設計内容とする必要があるため、設計の作業を始める前に、工事の発注方法を想定した上で、設計の方針を決めておく必要があります。

④ 設計・監理業務について

設計業務についても、WTO政府調達協定の対象となる場合(2億3千万円以上)は、設計業者等を県内企業に限定することができません。このため、設計・監理業務についても、JV方式の導入等により、県内企業の受注機会の拡大を図ります。

なお、県内企業の実情等を踏まえつつ、その具体策を検討するため、庁内の関係部局による検討体制を整備します。

(4) 行政部門と議会部門の建設形体について

行政部門と議会部門の建設形体について、以下の4つのケースを想定して、コスト比較を行いました。(43頁参照)

- ・ ケース1 行政棟と議会棟を近接して建設する場合(エントランスホールを共有)
- ・ ケース2 行政棟と議会棟を独立して建設する場合
- ・ ケース3 行政棟と議会棟を合築建設する場合(議場を最上階に配置)
- ・ ケース4 行政棟と議会棟を合築建設する場合(議場を低層階に配置)

それぞれのケースについて試算を行ったところ、ケース1～3については建設費に大きな差はなく、どちらかといえばケース1が安くなるという結果となりました。また、ケース4については建設費がやや高くなります。

行政部門と議会部門の建設形体毎のメリット・デメリットとコスト比較

検討建設形体	ケース1 (基本構想案)	ケース2	ケース3	ケース4
	<p>近接建設 全体が2棟</p> <p>行政棟 (49,000㎡) と 議会棟 (6,500㎡) は エントランスホールを共用化</p>	<p>独立建設 全体が2棟</p> <p>行政棟 (49,000㎡) と 議会棟 (7,000㎡) を 別々に配置</p>	<p>合築建設① 全体が1棟</p> <p>行政部門 (49,000㎡) の上部に 議会部門 (6,700㎡) を配置</p>	<p>合築建設② 全体が1棟</p> <p>行政部門 (49,200㎡) の低層階に 議会部門 (6,500㎡) を配置</p>
建設の形体イメージ				
①各部門ごとの機能に合わせた設計	各々の棟を自由に設計できる			
②各部門ごとの施設の配置のわかりやすさ	独立し、わかりやすい配置			
③各部門ごとの独自の庁舎管理	各々の棟で庁舎管理が可能			
④行政部門と議会部門の間の移動	エントランスホールの共用と渡り廊下で移動を円滑化	各庁舎間の移動を容易にするための工夫が必要	行政部門と議会部門の間の移動が容易	行政部門と議会部門の間の移動が容易
⑤議場の転用 (道州制が導入された場合)	小ホールなどに転用しやすい		転用した場合、管理の区分・動線の確保等の課題	
⑥その他 (懸念される点)	<ul style="list-style-type: none"> 合築した場合に比べ、敷地内の空地が狭くなる 		<ul style="list-style-type: none"> 高層の議場への傍聴者動線が長い 小ホールへ転用した場合に、観客が短時間集中し、専用エレベーターが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 小ホールへ転用した場合に、観客が短時間集中し、専用エレベーターが必要
①延床面積の比較 (a)	55,500㎡(100%)	56,000㎡(100.9%) エントランスホール等を共用できない	55,700㎡(100.4%) エレベーターの面積増	55,700㎡(100.4%) エレベーターの面積増
②建設単価の比較 (b)	Max 42万円(100%)	Max 42万円(100%)	Max 42.4万円(101%) 高層化による単価増	Max 43.2万円(103%) 高層化による単価増 議場を低層階に配置することに伴う大空間構造による単価増
③建設費の比較 (c) = (a) × (b)	235億円(100%)	237億円(101%)	238億円(101%)	243億円(103%)
コスト	ケース1～3については建設費に大きな差はなく、どちらかといえばケース1が安くなる。ケース4については建設費がやや高くなる。			

※建設費については図面がない段階での概算であり、おおまかな傾向を示すための比較である。

2 基本構想策定までの経緯

年 月	内 容
昭和46年12月	議会に「庁舎建設特別委員会」を設置（主に議会棟を審議）
昭和49年3月	石油危機により検討を一時中止、委員会を廃止
昭和59年8月	「県庁舎建設検討委員会」を設置 （委員長：総務部長、委員：各課長）
昭和60年7月	議会運営委員会の中に小委員会を設置（主に議会棟を審議）
昭和60年10月	行政改革大綱策定により、庁舎等の新・増設が当分の間凍結され、「県庁舎建設検討委員会」の活動を一時中断
昭和61年12月	議会運営委員会の小委員会を廃止
平成元年3月	「県庁舎建設整備基金条例」を制定し、基金の積立を開始 （平成21年度末現在積立額 約371億円）
平成3年6月	「県庁舎建設検討委員会」の活動を再開 雲仙普賢岳噴火災害発生
平成6年12月	「県庁舎建設委員会」を設置（委員長：副知事、委員：各部長） 「県庁舎建設懇談会」を設置 （委員長：荒木大麓 県都市計画地方審議会会長、委員：民間有識者24名）
平成8年2月	県議会に「県庁舎建設特別委員会」を設置
平成8年5月	「県庁舎建設懇談会」から「長崎県県庁舎の建設に関する提言」を知事に提出
平成9年2月	「県庁舎建設特別委員会」の委員長報告 （長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。）
平成9年9月	知事が本会議で「総合的に検討した結果、新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。建設時期・規模等は、国の財政構造改革の集中改革期間後に、財政状況等を勘案して判断していく。」と表明
平成10年3月	知事が本会議で「建設時期、規模等については、経過及び今後の財政状況等を踏まえて検討していく。」と答弁
平成11年2月	知事が本会議で「県庁舎の整備は、関連事業の関係から着工可能となるのは、早くても平成19年以降と考える。着工時期については、財政の見通し、関連事業の進捗状況を注視し、検討していく。」と表明
平成11年10月	「長崎市都市計画マスタープラン」の策定 （県庁舎の長崎魚市跡地への移転について記載）
平成14年3月	知事が本会議で「基本構想の策定は、駅周辺の整備計画が具体的に見えてきた後に策定した方が、周囲の環境により適応した構想ができる。」と答弁
平成15年12月	長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を提出

平成16年3月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同年4月、長崎市長より埋立同意の回答
平成16年10月	県庁舎本館、第1別館の耐震診断調査を実施
平成17年9月	計画見直しに伴い前出願を取り下げ、長崎港港湾管理者に対し、県庁舎用地等を目的とした新たな長崎魚市跡地の公有水面埋立免許願書を提出
平成17年12月	長崎市議会で、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許出願に関して「支障ない旨の意見」を議決。同月、長崎市長より埋立同意の回答
平成18年2月	長崎港港湾管理者から、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面埋立免許を取得
平成18年9月	知事が本会議で、新県庁舎建設の基本構想について、「現在、魚市跡地に接する駅周辺の一部の事業においては、計画決定の時期が示されているが、新幹線を含めた全体的な計画が、未だ具体的に見えておらず、それが見えてきた後に基本構想を策定した方がよいと考えている。」と答弁
平成19年2月	「長崎市都市計画マスタープラン」の改訂 (県庁舎移転にかかる記載内容は変更なし)
平成19年6月	知事が本会議で「これからの県庁舎のあり方等を改めて検討するための組織を設け、検討を進めたい。」と答弁
平成19年11月	「県庁舎整備検討委員会」を設置(委員長:副知事、委員:関係部局長)
平成20年1月	警察本部庁舎の耐震診断調査を実施
平成20年2月	「県庁舎整備に関する基本的な方向」を公表
平成20年5月	「庁舎整備構想検討委員会」を設置(委員長:副知事、委員:関係部局長)
平成20年7月	「県庁舎整備懇話会」を設置 (委員長:吉次邦夫県市長会会長、委員:民間有識者等37名)
平成20年9月	県議会が県内5地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催
平成20年10月	県議会に「県庁舎整備特別委員会」を設置
平成21年2月	「県庁舎整備懇話会」から「長崎県庁舎の整備に関する提言」を知事に提出 (長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であるとする。)[51頁参照]
平成21年5月	「県庁舎整備特別委員会」の委員長報告 「県庁舎整備に関する意見書」を賛成多数で可決し、知事へ提出 (新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。) [53頁参照]
平成21年6月	知事が本会議で「県庁舎の整備の基本的な考え方」を表明 (建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手する。)[54頁参照]
平成21年7月	長崎魚市跡地の埋立工事竣工認可

平成21年 7 月	アイデア募集を実施（募集期間：平成21年7月22日～8月28日、応募者数：85人、アイデア数：219件）〔61頁参照〕
平成22年 2 月	「県庁舎整備基本構想案」を策定・公表
平成22年 3 月	県議会に「県庁舎整備特別委員会」を設置
平成22年 4 月	「県庁舎整備基本構想案」に対するパブリックコメントを実施 （募集期間：平成22年4月19日～9月10日、意見提出者数：625人、意見数：1,239件）〔62頁参照〕
平成22年 7 月	県議会が県内8地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催 （～平成22年9月）
平成23年 1 月	「県庁舎整備特別委員会」の委員長報告 「新たな県庁舎の建設に関する意見書」を賛成多数で可決し、知事へ提出 （「県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること。）〔55頁参照〕
平成23年 2 月	知事が「県庁舎整備の今後の方針」を表明 （長崎魚市跡地において新たな県庁舎の建設に着手する。）〔57頁参照〕 ----- 「県庁舎整備基本構想」を確定・公表

◇ 県庁舎整備についての検討内容(県庁舎整備懇話会、県議会県庁舎整備特別委員会等)

1 現庁舎が抱える課題

(1) 分散化・狭隘化・老朽化の進行

現在の庁舎は、県庁舎が昭和28年、警察本部庁舎が昭和29年に建設され、建設後50年以上を経過し、狭隘化が進むとともに、今日においては、県庁舎が14棟に、警察本部庁舎が7棟に分散するなど、分散化、狭隘化、老朽化が著しく進行しています。

そのため、執務室が部局ごとに集約されていないことなどによる業務執行上の課題をはじめ、来庁者にわかりづらい執務室の配置、来庁者駐車場の不足、県議会の運営への影響などの課題のほか、庁舎や会議室等の民間からの借上げ費に年間約2億円、施設や設備の老朽化に伴う改修費に年間約8,000万円など、毎年多額の費用を要しています。

これらの課題は、県民への行政サービスの向上や行政の効率的な運営を図るうえで解決しなければならない課題です。

◇ 庁舎の分散化の状況

年 度	県庁舎	警察本部	合 計	摘 要
現 在	14 (5)	7 (2)	21 (7)	
昭和63年	7 (1)	2 (0)	9 (1)	県庁舎建設整備基金条例の制定時

※ ()は、借上げ庁舎数、内数

◇ 職員・議員1人あたりの床面積(共用部分を含む)

区 分	行 政	議 会	警 察
長 崎 県	16.5 m ²	70.9 m ²	20.1 m ²
九州他県平均	25.3 m ²	177.1 m ²	25.3 m ²
福岡県	23.4 m ²	159.4 m ²	21.0 m ²
佐賀県	22.9 m ²	184.4 m ²	21.1 m ²
熊本県	25.3 m ²	180.8 m ²	35.4 m ²
大分県	25.7 m ²	155.7 m ²	19.6 m ²
宮崎県	26.1 m ²	100.1 m ²	29.4 m ²
鹿児島県	27.7 m ²	207.5 m ²	27.8 m ²
沖縄県	25.9 m ²	252.0 m ²	23.1 m ²

(2) 防災拠点施設としての機能確保

平成16年度に県庁舎、平成19年度に警察本部庁舎の耐震診断を実施したところ、その脆弱性が指摘され、震度6強の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされています。

県庁舎は、自然災害発生時の応急・復旧・復興対策等を円滑に実施し、県民の生命、身体、財産を保護するため、極めて重要な役割を担うものであり、その耐震性の確保と防災拠点施設としての機能確保が緊急の課題となっています。

2 課題解決に向けた検討

(1) 現庁舎の耐震改修

① 想定される耐震改修の方法

➔ 建物外部に、鉄筋コンクリート造の補強フレーム(新たな柱・梁等)を設置

- 建物内部に、鉄骨造の補強ブレス（筋かい等）を設置
- 耐震改修が困難な県庁舎本館6階と時計塔、及び警察本部庁舎の旧東館は解体

② 事業費

約135億円（県庁舎 約68億円、警察本部庁舎 約67億円）

③ 現庁舎の耐震改修の問題点

耐震改修には、少なくとも135億円という多額の事業費を要することになりますが、この多額の事業費を費やして耐震改修を行っても、特に重要な防災拠点施設として求められる安全性能基準を満たすことができないなど、次のように様々な問題点があります。

➤ 防災拠点施設としての機能が確保できない

耐震改修によって、地震発生時の建物の倒壊は避けられますが、壁や天井の崩落、設備機器の停止などにより、災害対策業務ができなくなり、防災拠点施設としての機能が十分に発揮できません。

➤ 狭隘化・分散化等が増大

改修困難な部分の解体等に伴う新たな庁舎の借上げによる分散化、補強フレームの増設による来客者等の駐車場の不足がより一層増大します。

➤ 新たな県民負担

庁舎の執務室スペース等の減少に伴う新たな庁舎や駐車場の民間からの借上げ費用として、新たに年間約1億3,000万円が必要となります。

➤ 改修後、短期間で建替えの検討が必要

耐震改修によっても、既存の柱や梁などのコンクリート強度が向上するわけではなく、建物自体の耐用年数が延びるものではありません。このため、10～15年後には、建替えの検討が必要となります。

(2) 現在地での建替え

○ 現在地での建替えの問題点

- 建替え期間中の仮庁舎の確保や、狭い敷地内での駐車場の建設に余分な経費が必要となります。
 - ・ 仮庁舎の確保に要する経費 約74～83億円
 - ・ 駐車場整備費（地下・立体） 約82～90億円
- 庁舎の規模を必要最小限度とした場合においても、20階程度の高層の建物となるため、長崎市が復元整備を進めている史跡「出島」や周辺の景観に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 長崎魚市跡地での建設

① 埋立工事の進捗

県議会の県庁舎建設特別委員会の議論を踏まえ、平成9年9月に知事が、新県庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると表明しました。その後、この方針に沿って、県庁舎建設用地とすることを前提に、長崎魚市跡地の公有水面埋立申請を行い、長崎市及び長崎市議会の同意を得て平成18年2月に埋立免許を取得し埋立工事を進め、この工事が平成21年度には完了しました。

埋立事業にかかる平成11年度から事業完了までの総事業費は、今後行う臨港道路の整備を含め約44億円となる予定です。

② 長崎駅周辺のまちづくり事業の進捗

長崎駅周辺においては、県都「長崎」の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成による賑わいの創出と交流の促進を目指した、新しいまちづくりが本格的に動き出しました。

- ※ 主な事業
- ・ 都市計画道路浦上川線
 - ・ JR長崎本線連続立体交差事業
 - ・ 長崎駅周辺土地区画整理事業
 - ・ 九州新幹線長崎駅部構想 など

③ 長崎魚市跡地及びその周辺施設の安全性

長崎魚市跡地は、敷地全体が埋立地であることから、平成9年の移転先選定にあたって、敷地の地質を詳細に調査し、地震時の液状化対策などの防災対策についても検討が行われ、適切な地盤改良により十分対応可能であるとの結論が出されました。

今回、敷地の具体的な液状化対策工事の工法等をはじめ、高潮・津波対策や長崎魚市跡地へのアクセスなどについて検討を行うとともに、液状化等の専門家の評価を受け、適切な対策を講じることにより支障がないことが確認されました。

(7) 長崎魚市跡地の地震対策

長崎魚市跡地は、地質調査の結果、建築物の支持地盤となりうる凝灰角礫岩が地表から－20m付近で確認され、一般的な杭基礎で施工できるものと判断されます。庁舎については、「官庁施設の総合耐震計画基準」によるⅠ類を満たす設計とすることで、大規模地震に対しても大きな被害を受けず、十分な機能確保を図ることができます。

また、液状化対策については、地盤改良を行うことで、大規模地震に対しても、液状化の危険度が低いことが確認されました。

なお、岸壁については、耐震強化岸壁以外は大規模地震時には一部被害を受ける可能性があります。背後の建築物への影響は、岸壁から一定の距離をとって建築すれば問題ありません。

(イ) 津波・高潮対策

高潮については、長崎魚市跡地の岸壁の高さは過去における最大潮位よりも約70cm高いことから、岸壁を越えることはないと考えられます。さらに敷地地盤高を1～2m程度かさ上げすることで、津波・あびきや地球温暖化による海水面の上昇にも対応できると考えられます。

(ウ) 洪水対策

長崎駅周辺においては、昭和57年の長崎大水害後に、浸水被害対策として、長崎市が雨水排水の管路の整備工事を実施しており、現在では、駅周辺での浸水被害は発生していません。さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業の一環として、雨水排水対策を進めることで、万全の洪水対策を行います。

(イ) 長崎魚市跡地へのアクセス

長崎大水害以降、九州横断自動車道をはじめ出島道路、女神大橋、都市計画道路浦上川線などの周辺道路が整備されたことにより、長崎魚市跡地への多方面からの交通アクセスが可能となっています。

長崎魚市跡地が接する都市計画道路浦上川線は、大規模地震時には、路面にクラック等が発生する可能性はあるものの、車道幅が広いとため車両通行がまったく不可能となる

ことはないと考えられます。また、地質調査の結果、液状化の影響もあまり大きくないものと考えられ、地震時の長崎魚市跡地への交通アクセスは可能であると考えます。

3 長崎魚市跡地での県庁舎建設

県庁舎整備懇話会や県議会県庁舎整備特別委員会等において、上記に基づき、県庁舎整備についての検討が行われました。

その結果、懇話会の提言や県議会の意見書において、現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は長崎魚市跡地とされました。

（「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント（51頁）、「県庁舎整備に関する意見書」（53頁）を参照）

4 留意事項

(1) 道州制等への柔軟な対応

道州制の導入のためには、多岐にわたる課題の解決や国民的議論の十分な積み重ねが必要であり、なお相当の期間を要するものと考えられます。

道州制が導入された場合であっても、道州の中で、州都や大都市などへの新たな一極集中を避けなければならず、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であることから、地域の中核として公的機関の受け皿となる庁舎の整備は不可欠であるものと考えています。

そのため、県庁舎整備にあたっては、今後の動きを十分に配慮しつつ、道州制など将来の新たな行政ニーズに柔軟に対応できることを念頭において検討を進めていきます。

(2) 学校の耐震化

新たな庁舎の建設により災害時の防災拠点としての機能を確保できることにはなりますが、学校の耐震化についても県庁舎整備と並行して積極的に取り組む必要があります。

このため、県立学校については、平成24年度までに完了するよう進めていくとともに、市町立小中学校については、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性の高い校舎等の耐震化の早期完了及び平成27年度までに全体の耐震化率90%を目指し、県と市町が協力・連携を図りながら積極的に取り組んでいきます。

また、私立の小中学校や高校、幼稚園等についても、設置者の負担軽減を図るための補助制度により支援を行っており、公立学校と同様に耐震化の早期完了を推進します。

◇ 学校施設の耐震化計画

区分	事業主体	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市町立小中学校	市町								H27 90%
※ IS 値 0.3 未満（震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性の高い校舎等）は早期完了を目指す									
県立学校（高校・特別支援学校）	県						H24 100%		

◇ 「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント

(平成21年2月6日、長崎県県庁舎整備懇話会)

「長崎県庁舎の整備に関する提言」のポイント

県庁舎と警察本部庁舎の整備については、県庁舎建設懇談会の提言や県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告、平成9年9月の前知事の表明など、これまでの経過があるが、平成20年7月12日、知事からの県庁舎整備についての諮問を受け、本懇話会として、改めて検討を行ってきた。

その結果、現庁舎の耐震改修及び現在地での建替えは困難であると判断し、長崎魚市跡地での新庁舎の建設が適当であると考えた。

なお、その他の提言の主な項目は、下記のとおりである。

1 本県財政への負担の軽減

国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、事業規模や事業費の圧縮を図り、県庁舎建設整備基金を有効に活用するなど、本県財政への負担の軽減に努める必要があること。

2 道州制など新たな行政ニーズなどへの柔軟な対応

道州制が導入された場合であっても、道州の中での新たな一極集中を避け、適切な機能分担のために長崎の拠点が必要であり、その受け皿として、道州制など将来の新たな行政ニーズや今後の民間活用に柔軟に対応できる施設とすること。

3 備えるべき機能、規模についての十分な検討

県民のための建物として、防災拠点施設としての機能をはじめ、あるべき姿と備えるべき機能、必要となる規模について、今回の提言を踏まえ検討すること。

4 総合的なまちづくりの推進

県庁舎整備を新しい長崎のまちづくりの一翼を担うものとして位置づけ、例えば、駅周辺整備との連動、新幹線駅と離島を結ぶ交通手段の確保など、長崎県全体の活性化に向けたきっかけづくりとなるよう検討を行うこと。

5 現庁舎の跡地の活用

まちなかの活性化や観光振興等を図る観点から、長崎県全体の振興に繋がるよう、県と長崎市と一緒に検討を行うこと。

6 学校の耐震化の促進

県立学校や、小中学校のうち倒壊または崩壊の恐れが高い施設について、早急に耐震化を図るなど、学校の耐震化にも県庁舎整備と並行して積極的に取り組むこと。

〔長崎県県庁舎整備懇話会委員名簿〕

会 長	吉次 邦夫	長崎県市長会会長
副会長	菊森 淳文	(財)ながさき地域政策研究所常務理事
委 員	芦塚日出美	福岡経済同友会代表幹事、道州制協議会委員
//	安部恵美子	(社)長崎県保育協会理事
//	池原 泉	長崎県商工会連合会会長
//	井石八千代	(株)井石代表取締役
//	一瀬 政太	長崎県町村会会長
//	井上 俊昭	新上五島町長
//	金子 叔司	新興善地区連合自治会会長
//	川添 一巳	(社)長崎国際観光コンベンション協会会長
//	川端 勲	長崎県漁業協同組合連合会会長
//	河村紀美子	一級建築士
//	北村 貴寿	(社)日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会会長
//	楠田 喜熊	特定非営利活動法人がまだすネット代表理事
//	栗林 英雄	九州ガス(株)代表取締役会長
//	後藤 誉志	長崎県青年団連合会会長
//	小松 幸夫	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
//	篠原 修	政策研究大学院大学教授
//	田上 富久	長崎市長
//	高石 哲夫	連合長崎会長
//	田中登美恵	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
//	峠 憲治	(株)長崎新聞社論説委員長
//	朝長 則男	佐世保市長
//	中島 安盛	長崎県都市計画審議会会長
//	中野 勝利	公募委員
//	林 一馬	長崎総合科学大学学長
//	東園 基宏	ハウステンボス(株)代表取締役社長
//	蒔本 恭	(社)長崎県医師会会長
//	松尾 忠幸	公募委員
//	松田 祥吾	長崎市中央地区商店街連合会会長
//	松藤 悟	長崎県商工会議所連合会会長
//	森本 元成	(株)日章代表取締役
//	安元 哲男	公募委員
//	山口 純哉	長崎大学経済学部准教授
//	山口ミユキ	(社)長崎県看護協会名誉会長
//	山中 勝義	長崎県農業協同組合中央会会長
//	脇山 順子	長崎県男女共同参画審議会会長
計	37人	(50音順、敬称略、役職名等は就任時のもの)

◇ 県議会の意見書（平成21年5月29日、平成21年5月臨時県議会）

県庁舎整備に関する意見書

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が重要な課題となっており、これらの課題を抜本的に解決するための整備が必要である。

そのため、県議会として、今後さらに検討を行う必要があることから、知事におかれては、以下の方針を前提に進めることを要望する。

記

- 1 現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。
- 2 新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。
なお、基本構想策定にあたっては、県議会に報告し意見を求めること。

以上、意見書を提出する。

平成21年5月29日

長 崎 県 議 会

※ 県庁舎整備特別委員会委員長報告では、このほか、移転する場合の跡地活用についても検討すべきとされました。

◇ 知事の表明（平成21年6月19日、平成21年6月定例県議会）

（県庁舎の整備の基本的な考え方）

県庁舎及び警察本部庁舎の整備については、現庁舎が抱える諸課題を解決するため、これまでの経緯や県議会でのご議論等を踏まえるとともに、民間の各界各層からなる「県庁舎整備懇話会」のご意見もお伺いしながら、検討を行ってまいりました。

県議会におかれても、これまで長きにわたり熱心なご議論をいただき、昨年の9月定例会においては「県庁舎整備特別委員会」が設置され、県庁舎の整備方法や建設場所をはじめ、県庁舎整備に関して幅広いご審議を賜りました。その結果については、先の5月臨時会で委員長報告が行われるとともに、特別委員会のご議論を踏まえて、「県庁舎整備に関する意見書」が採択されたところであります。

こうした経過や意見書の趣旨を踏まえ、県としては、今般、県庁舎を建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手することといたしました。今後は、県庁舎整備特別委員会や県庁舎整備懇話会等のご意見、ご提言を参考とするとともに、引き続き県議会のご意見も賜りながら、できるだけ早期に県庁舎整備に関する基本構想を策定いたします。

なお、基本構想の策定に際しては、これからの長崎県にふさわしく県民に親しまれる庁舎を基本として、事業規模や事業費の圧縮に努力し、県庁舎建設整備基金を活用して県財政に過度の負担をかけないように努めること、道州制など将来の新たな行政ニーズに柔軟に対応できるものとするなど、などを念頭におきながら、検討を進めてまいります。

さらに、基本構想の策定とあわせて、移転する場合の跡地活用についても、長崎市と一体となり、県議会をはじめ幅広く皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に検討してまいります。

◇ 県議会の意見書（平成23年1月12日、平成23年1月臨時県議会）

新たな県庁舎の建設に関する意見書

県庁舎整備については、昭和46年12月以降、特別委員会等を5回設置するなど、県議会として長年にわたり種々の議論を行ってきた。このような経過の中、平成元年2月定例会において長崎県県庁舎建設整備基金条例を議決し、毎年度積立てが行われた結果、平成21年度末の基金残高は約371億円となっている。

また、平成9年第1回定例会においては、長崎魚市跡地を県庁舎の建設候補地とする意見が大勢を占めたという県庁舎建設特別委員会の委員長報告が行われた。これを踏まえて、県においては、知事が新庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると表明し、長崎市議会と長崎市長の同意を得て、県庁舎用地の造成を目的とした長崎魚市跡地の埋立工事を行った。

さらに、平成20年9月に議会運営委員会主催により、県内5地域で開催した「県庁舎整備について県民の声を聴く会」において、県議会としての検討の必要性が明らかになったことから、平成20年10月に県庁舎整備特別委員会を設置し、終始活発な議論が行われた。その結果について、平成21年5月臨時会において委員長報告が行われるとともに、特別委員会の議論を踏まえて、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所を魚市跡地とし、新庁舎の着工を判断するため、早急に基本構想を策定することを求める「県庁舎整備に関する意見書」を県議会として可決した。

県においては、同意見書を踏まえ、基本構想の検討が行われ、平成22年2月に「長崎県庁舎整備基本構想案」として取りまとめ、県議会に報告するとともに、パブリックコメントや各種団体との意見交換会を実施した。

県議会としては、基本構想案の提出を受け、平成22年3月に改めて県庁舎整備特別委員会を設置して審議を行うとともに、県内8地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催した。この会では、長崎魚市跡地での新庁舎建設に賛成する意見が大勢を占め、パブリックコメントの結果と概ね同様であった。

県庁舎整備特別委員会では、これらの県民から寄せられた意見を踏まえつつ、基本構想案の内容や現庁舎移転後の跡地活用などについて真剣な議論を行ってきた。

その結果、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加えて、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすために、その耐震性と適切な機能整備が喫緊の課題であり、県民の生命・財産を守る立場にある県として、何の策も講じずに放置することは許されないことから、新たな庁舎の建設を判断すべき時期にきているとの結論に達した。

このことを踏まえ、知事におかれては、以下の方針に沿って、県庁舎建設を速やかに進められることを強く要望する。

記

- 1 県議会において慎重かつ営々と行ってきた議論を踏まえて確定する「長崎県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること。
- 2 道州制など将来の社会経済情勢に応じた行政ニーズの変化に的確に対応できる庁舎とするような工夫を行うこと。
- 3 県内企業の受注機会の確保や県内産資材の使用促進により、県庁舎建設による県内への経済波及効果を高め、県民生活の向上や県内経済の活性化を図るため、建物の品質確保の方策や県内企業の実情等を踏まえつつ、全庁あげて発注方法について最大限の工夫を行うこと。
- 4 現庁舎が移転した場合の跡地活用については、現庁舎敷地の重要性に鑑み、周辺地域や長崎市はもとより長崎県全体の活性化につながるよう県庁舎建設と同時並行して、地元長崎市と一体となって積極的に検討を進めるとともに、県土の均衡ある発展に取り組むこと。

以上、意見書を提出する。

平成23年1月12日

長 崎 県 議 会

◇ 知事の表明（平成23年2月1日、知事記者会見）

（県庁舎整備の今後の方針）

県庁舎の整備については、現在の県庁舎並びに警察本部庁舎が老朽化、狭隘化、分散化といった課題に加えて、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性の確保、そして、適切な機能整備が緊急の課題となっていたところであり、これまで長年にわたって様々な検討が行われてまいりました。

県におきましては、これまでのそうした経過、特に一昨年、平成21年5月に県議会において採択されました「県庁舎整備に関する意見書」の趣旨を踏まえまして、昨年2月に「県庁舎整備基本構想案」を策定し、公表をさせていただいたところであります。

その後の経過については、皆様もご承知のとおり、県議会において「県庁舎整備特別委員会」を設置していただき、県内8地域での「県庁舎整備について県民の声を聴く会」の開催とともに、11回の委員会審議により、この基本構想案の内容や建設の是非などについて熱心な審議が行われてまいりました。

この結果につきましては、去る1月12日の臨時県議会において委員長報告が行われますとともに、長崎魚市跡地において新たな県庁舎の建設に速やかに着手することを求める「新たな県庁舎の建設に関する意見書」が採択されたところであります。

私は、この県庁舎整備の問題については、先の知事選挙を含めて、一貫してこれまで建設ありきという姿勢ではなくて、県民の皆様方の意見を十分踏まえて検討をしていきたいということをお願いしてまいりました。

このため、県全体を対象にしたパブリックコメントを実施したほか、各種団体との意見交換会の開催、県議会主催の「県民の声を聴く会」への関係職員の出席、あるいは地元自治会、商店街の方々との意見交換などを含め、さまざまな機会をとらえて、できるだけ広い県民の皆様方の声をお聞かせいただけるよう努力をしてきたつもりでございます。

また、最終的な判断を行うにあたって、さらに慎重を期してまいりたいと考え、県議会の意見書が採択された後においても、県・市町スクラムミーティングでの県内の各市町長さんのご意見を改めてお聞きし、そしてまた、各種団体のトップの方々のご意見も改めてお聞かせいただきました。そして、昨日は、臨時の部長会議を開催し、各部長の意見も聞いたところであります。

そうしたところの状況ではありますが、確かに県庁舎周辺の住民の方々をはじめ、この移転に反対される意見はございますが、県民の皆様方の大方のご意見として、長崎魚市跡地での新たな県庁舎の建設に賛成する意見が大勢であったと考えております。

また、先の県議会の意見書においていくつかご指摘をいただいた点もございました。その点につきましても、次のような整理を行ってまいりました。

まず、1点目は、将来の行政ニーズの変化への対応についてであります。

道州制など将来の社会経済情勢に応じた行政ニーズの変化に的確に対応できる庁舎とするた

めに、設計段階においても工夫をするように指示をしたところであります。

2点目は、工事等の発注方法についてであります。

県庁舎の建設にあたっては、本県の厳しい経済情勢にかんがみ、県内企業の受注機会の確保、あるいは県内産の資材の使用促進を図り、県内への経済波及効果を高めるということが極めて大切な視点であると考えております。

県庁舎建設においては、その規模が相当規模にのぼります。WTO政府調達協定によって、県内企業に限定して発注できない工事もあることから、県内企業の受注機会の確保等について最大限の工夫を行うこととし、その具体策を検討するため、庁内の関係部局による検討体制を速やかに整備するように指示をしました。

3点目は、現庁舎の跡地活用についてでございます。

この県庁舎建設予定地であります「長崎魚市跡地」は、長崎駅の新駅舎とまちなかをつなぐ場所にあります。一方、また、現庁舎の敷地も史跡「出島」に隣接をし、まちなかの重要な回遊ルートにあたることから、いずれも長崎市のまちづくりの観点から大変重要な土地柄にあると考えております。

こうしたことから、県庁舎建設に着手する場合には、長崎魚市跡地での県庁舎建設並びに現庁舎の跡地活用を新たなまちづくりの起爆剤とし、かつ、このことを長崎県全体の発展につなげていくような工夫をすることが重要であると考えております。

このため、県庁舎建設や現庁舎の跡地活用をまちづくり全体の中でとらえることとし、平成22年3月に県と長崎市が共同で策定をしました「長崎市中心部・臨海地域」の都市再生の基本計画に位置付けることとしました。そして、地元長崎市と一体となってまちなかの活性化につなげていきたいと考えております。なお、こうした方向性につきましては、先日、私と長崎市長との間で協議のうえ、そうした姿勢を確認したところであります。

なお、跡地の活用につきましては、長崎県全体にとってもっともよい活用方策となるよう、県庁舎建設と並行して、地元長崎市と一体となり、検討を進めていきたいと思っております。加えて、各部局におけるさまざまな事業の実施にあたっては、県土の均衡ある発展に十分意を用いて各種施策に取り組むよう指示をしました。

以上のとおり、県議会の意見書等において指摘された点につきましても、その対応の方向性を明らかにしながら取り組んでいくこととしました。

このようなことを踏まえまして、県庁舎の整備につきましては、次のような方針で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、現庁舎が抱える課題、とりわけ災害発生時に県民の安全・安心を守るための防災拠点施設としての機能整備は喫緊の課題であり、県の責任者として、これをいたずらに放置することは許されないこととあります。大方の県民の皆様方の意向を踏まえ、これらの課題を早急に解決するため、長崎魚市跡地において新たな県庁舎の建設に着手してまいりたいと考えております。

なお、整備にあたっての基本構想につきましては、県民の皆様からお寄せいただいたご意見や、県庁舎整備特別委員会での審議結果等を踏まえ、現在、最終の修正作業を行っておりますので、近日中に確定をし、改めてお知らせをしたいと考えております。

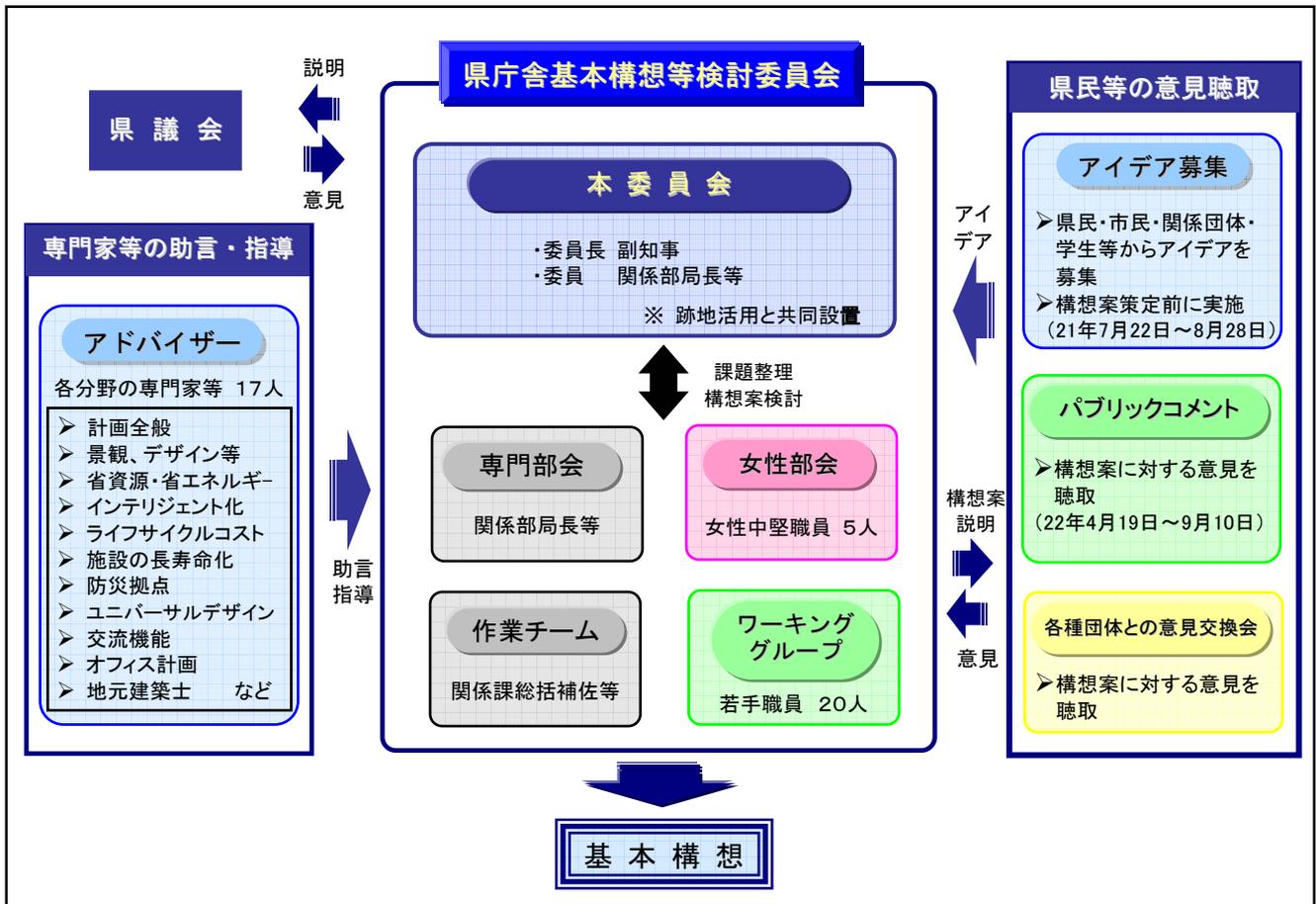
今後のスケジュールにつきましては、まず、平成23年度当初予算に、設計費等の関係予算を計上したいと考えております。予算の編成作業が最終段階にあることから、本日、このような形で発表をさせていただいたところであります。なお、おおむね2年後には、建設工事費の予算も計上することとなってまいります。

また、完成までには約5年3箇月を要することから、平成28年度の新庁舎の完成を目指して、近日中に確定する基本構想をもとに、県民の皆様、県議会の皆様のご意見等をお聞きしながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

新たな県庁舎は、県民生活の安全・安心を支える防災拠点施設としての整備はもとより、庁舎の整備によって円滑かつ効率的な行政運営が行われ、その成果が県民の皆様に還元されるよう努めてまいりますとともに、広く県民に開かれ、県民の皆様が気軽に訪れて利用していただけるような庁舎として整備を進め、将来の行政ニーズの変化に的確に対応できるような工夫も行いながら、「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を実現してまいりたいと考えております。

3 基本構想策定の検討体制

◇ 基本構想策定 検討体制図



〔アドバイザー名簿〕

- | | |
|--------|---------------------|
| 伊香賀 俊治 | 慶應義塾大学工学部教授 |
| 池田 賢一 | 社団法人長崎県建築士事務所協会会長 |
| 伊藤 滋 | 早稲田大学特命教授 |
| 井上 清子 | カフェ「森の舎楽」オーナー |
| 川瀬 智子 | 社団法人長崎県建築士会 |
| 菊森 淳文 | 財団法人ながさき地域政策研究所常務理事 |
| 小松 幸夫 | 早稲田大学理工学術院創造理工学部教授 |
| 篠原 修 | 政策研究大学院大学教授 |
| 高橋 信雄 | 株式会社長崎新聞社論説委員長 |
| 田中丸 弘子 | 株式会社佐世保玉屋代表取締役社長 |
| 鶴田 雅子 | つるた医院院長 |
| 仲 隆介 | 京都工芸繊維大学大学院教授 |
| 長橋 純男 | 千葉工業大学工学部教授 |
| 林 一馬 | 長崎総合科学大学環境・建築学部教授 |
| 日比野 正己 | 長崎純心大学人文学部教授 |
| 松島 奈美 | ライフビジョン・コーディネーター |
| 室崎 益輝 | 関西学院大学総合政策学部教授 |

(50音順、敬称略)

4 アイデア募集の結果

県庁舎整備基本構想の検討を行うにあたって、広く県民の皆様からご意見を伺うため、アイデア募集を実施しました。

その概要と結果は、次のとおりです。

1 募集の概要

- (1) 募集内容 県庁舎整備基本構想に関する意見
- (2) 募集期間 平成21年7月22日（水）～8月28日（金）
- (3) 応募者数 85人

2 集計結果（主な意見）

※ テーマ別アイデア数 219件

- (1) あるべき姿などの基本理念に関する意見 17件
 - ➡ 観光などの交流機能としても活かすこと
 - ➡ 効率的な建物とし、県民の利便性を重視すること
 - ➡ 長崎県のシンボルとすること
 - ➡ まちづくりの一環となること など
- (2) 新庁舎が備えるべき機能としての施設や設備等に関する意見 180件
 - ➡ 県民に親しまれ気軽に訪問できる機能を備えること
 - ➡ 環境に配慮する省エネ型の施設とすること
 - ➡ 県民の利便性を向上すること
 - ➡ 周辺のまちづくりと連携させることで、県勢浮揚のきっかけとすること
 - ➡ 地域資源を活用し、県勢浮揚の情報を発信する機能とすること
 - ➡ 効率的な執務環境を整備すること
 - ➡ 防災拠点とすること など
- (3) その他の意見 22件
 - ➡ 景観に十分配慮すること など

5 パブリックコメントの結果

県庁舎整備について、建設の賛否や基本構想案に対して、広く県民の皆様からご意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

その概要と結果は、次のとおりです。

1 募集の概要

- (1) 募集内容 県庁舎整備基本構想案に関する意見
- (2) 募集期間 平成22年4月19日（月）～9月10日（金）
- (3) 意見提出者数及び意見数
 - ・ 意見提出者数 625人
 - ・ 意見数 1,239件

2 結果

- (1) 建設に関する意見
 - ・ 建設に賛成する意見 484人 77.4%
 - ・ 建設に反対する意見 55人 8.8%
 - ・ 不明 86人 13.8%
- (2) 建設場所に関する意見
 - ※「建設に賛成する意見」（484人）に占める割合
 - ・ 長崎魚市跡地 369人 76.2%
 - ・ 現在地 27人 5.6%
 - ・ 県央等 52人 10.7%
 - ・ 不明 36人 7.4%

(3) 基本構想案の内容等に関する主な意見

- ・ 駐車場計画について
- ・ 新時代環境共生型の庁舎について
- ・ 交流と協働の場について
- ・ 県民の子育て支援の機能について
- ・ 周辺のまちづくりとの連携、景観やデザイン等への配慮について
- ・ 庁舎の規模について
- ・ 現庁舎の跡地活用について
- ・ 工事発注について